生命保険募集人について

金融機関の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。

お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関して確認をご要望の場合には、最寄りのＳＯＭＰＯひまわり生命までご連絡ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- 本保険商品は、みずほ銀行を募集代理店とするＳＯＭＰＯひまわり生命の商品であり、契約の主体はお客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命になります。
- 本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ＳＯＭＰＯひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル（通話料無料）までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者さま専用ダイヤル（カスタマーセンター）　0120-563-506

※各種お手続き依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま（給付金のご請求は受取人さま）からお願いいたします。
　お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）

〈募集代理店〉　代理店コード：53750

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
受付時間：平日 9:00～17:00
※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日はご利用いただけません。

〈引受保険会社〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉https://www.himawari-life.co.jp/

ＳＯＭＰＯグループの一員です。

HL-P-A-24-01228(2025.4.2)(24110038)891537-0700(25.4)ACG

SOMPO　SOMPOひまわり生命

健康をサポートする医療保険

健康のお守り

医療保険（ＭＩ－０１）Ｂ型

ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット

2025年4月

◆本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
◆本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
◆本商品はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
◆株式会社みずほ銀行はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

募集代理店　MIZUHO　みずほ銀行

引受保険会社　SOMPOひまわり生命

ご存知ですか？ 最近の医療事情

入　院

年齢を重ねることで
入院のリスクは高まります。

■年齢別推計入院患者数

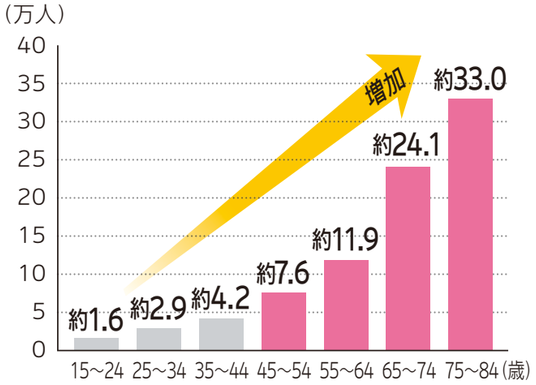

厚生労働省「令和2年（2020）患者調査の概況」

医療技術の進歩などにより、
入院期間は短期化の傾向にあります。

■直近の入院時の入院日数
（集計ベース：過去5年間に入院した人）

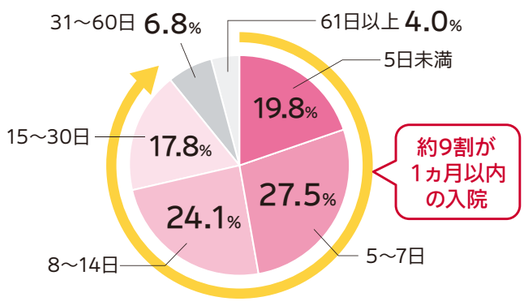

（公財）生命保険文化センター
「2022（令和4）年度 生活保障に関する調査」

短期入院でも、治療に伴う
自己負担費用は意外とかかります。

■直近の入院時の自己負担費用の平均
（直近の入院時の入院日数別）

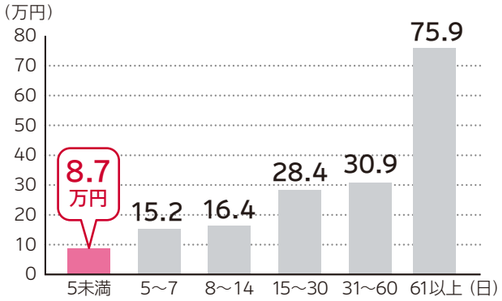

治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度 生活保障に関する調査」

通　院

退院後も通院治療を続けている方が
多い傾向にあります。

■退院患者の退院後の行き先

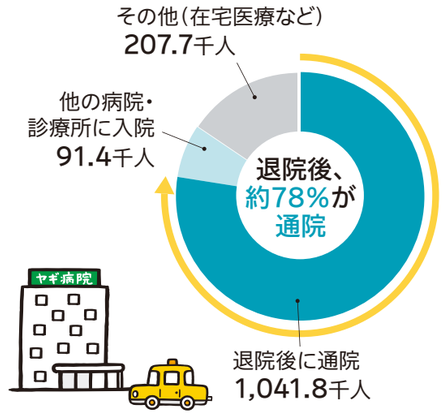

厚生労働省「令和2年（2020）患者調査の概況」

生活習慣病

生活習慣病は、
介護が必要となった
主な原因の約3割を
占めています。

※悪性新生物は生活習慣病として計算

■介護が必要となった主な原因

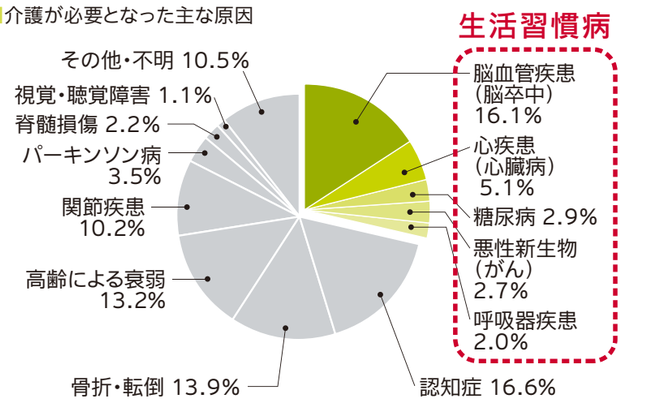

厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査の概況」

介　護

要介護認定者数は、要介護１がもっとも多く、140万人を超えています。
介護やリハビリなどの療養では身体の状態に応じて、さまざまな出費が予想されます。

■要介護（要支援）度別認定者数

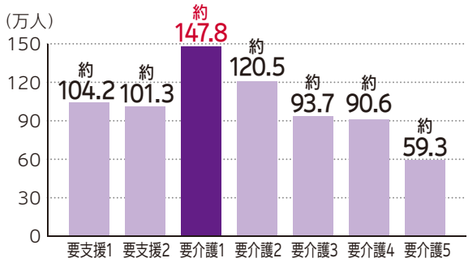

厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和6年7月現在）

■介護に要した費用*と期間

一時費用	平均74.0万円
月　額	平均　8.3万円
期　間	平均61.1カ月

＊公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
（公財）生命保険文化センター
「2021（令和3）年度　生命保険に関する全国実態調査」

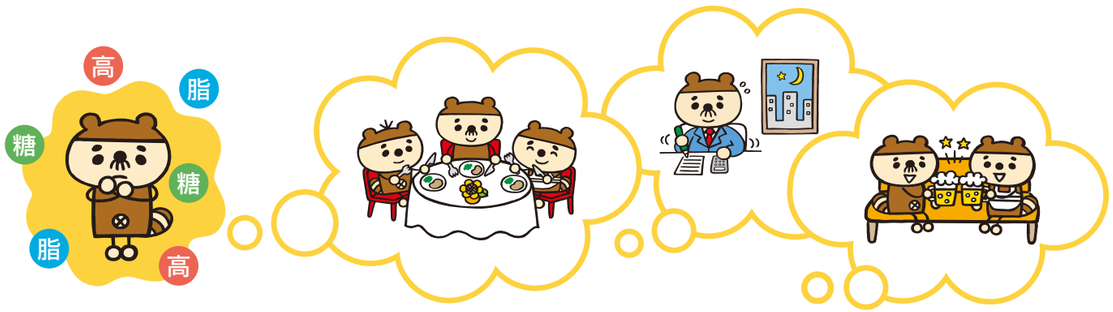

SOMPOひまわり生命は、
心疾患や脳血管疾患などの重い病気のもととなる生活習慣病に着目し、
「保険」と「健康を応援する機能」を提供します。

健康をサポートする医療保険

健康のお守り の特徴と保障内容

特徴1

保障は一生涯。
お客さまのニーズに合わせて
手術の保障が増減できます。

・死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
・一部対象外となる手術があります。手術給付金についての詳細は27ページをご覧ください。

特徴2

オプションを付加することにより
高血圧症・脂質異常症・
高血糖症のいずれかの治療を
目的とする薬治療を受けた時
一時金をお支払いします。
【医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）】

オプションを付加すると別途保険料が加算されます。
特約についての詳細は15ページをご覧ください。

特徴3

オプションを付加することにより
三大疾病、介護等
お客さまのニーズに合わせて
保障を充実させることができます。

オプションを付加すると別途保険料が加算されます。
各種特則・特約についての詳細は11～13ページをご覧ください。

保障内容

保険期間：終身

- 契約年齢範囲…0歳～満80歳
- 1入院の支払限度日数…40日・60日
- 保険料払込方法…月払・半年払・年払
- 入院給付金日額…3,000円～20,000円（1,000円単位）
- 保険料払込期間…終身払
  短期払（55歳～85歳払済（5歳刻み）／5年払済・10年払済）

※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

基本保障（主契約）

		入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
入院（疾病入院給付金）*1（災害入院給付金）	病気やケガで入院した時 【支払限度日数】 1入院 40日もしくは60日限度*2 通算 病気で通算1,000日限度 ケガで通算1,000日限度 （新三大疾病*3による入院は通算無制限） 日帰り入院にも対応	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
手術（手術給付金）※選べます	病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術*4を受けた時	内容により 1回につき 40・20・10・5万円	内容により 1回につき 20・10・5・2.5万円
または			
手術給付金なし（手術給付金不担保特則）※選べます		手術の保障はありません。	

一生涯保障

＋ 選べるオプション（特則・特約）

- **医療用手術増額特約**：手術に備える
- **医療用新先進医療特約**：先進医療の技術料に備える
- **医療用入院一時金特約**：入院時の諸費用に一時金で備える
- **医療用新がん診断給付特約**：がん治療にかかる諸費用に備える
- **医療用新がん外来治療給付特約**：がん治療にかかる通院・往診に備える
- **医療用抗がん剤治療給付特約**：抗がん剤治療に備える
- **医療用新三大疾病一時金特約**：新三大疾病にかかる諸費用に一時金で備える
- **新三大疾病支払日数無制限特則**：新三大疾病による長期入院・再入院に備える
- **医療用特定疾病診断保険料免除特約**：特定疾病による以後の保険料負担に備える
- **医療用　通院特約**：退院後の通　院に備える
- **介護一時金特約**：要介護状態等に一時金で備える
- **医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）**：生活習慣病の治療開始に備える
- **医療用女性疾病入院特約**：女性特定疾病による入院に備える

＊1 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。
＊2 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気（医学上重要な関係があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めた病気を含む）またはケガで2回以上入院をされた時、1回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度（40日型または60日型）となる場合がありますので、ご留意ください。
＊3 対象となる新三大疾病は「がん（上皮内がん含む）」「心疾患」「脳血管疾患」です。
＊4 責任開始日からその日を含めて１年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回までを限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

おすすめプラン　3つのおすすめプランをご用意しました！

ご契約例	死亡保険金不担保特則付医療保険（ＭＩ－０１）・B型 ■入院給付金日額：5,000円　■1入院40日型　■保険期間：終身 ■保険料払込期間：終身払　■口座振替月払

※記載の保険料は2025年4月現在のものです。

保険料を抑えたい方に
シンプルプラン

基本保障（手術給付金あり）
＋ 医療用新先進医療特約

保険料例

年　齢	男　性	女　性
30歳	1,317円	1,347円
40歳	1,807円	1,542円
50歳	2,622円	2,007円

POINT 1 お手頃な保険料で入院・手術・先進医療の保障が一生涯続きます。
（基本保障+医療用新先進医療特約）

先進医療も一生涯保障！

POINT 2 入院の短期化傾向に合わせて、1入院の支払限度日数を40日型と60日型から選択いただけます。（基本保障）

60日型の場合

保険料例

年　齢	男　性	女　性
30歳	1,412円	1,432円
40歳	1,947円	1,652円
50歳	2,837円	2,182円

参考 医療技術の進歩等により、入院期間は短期化の傾向にあります。

■平均在院日数の年次推移（一般病床）

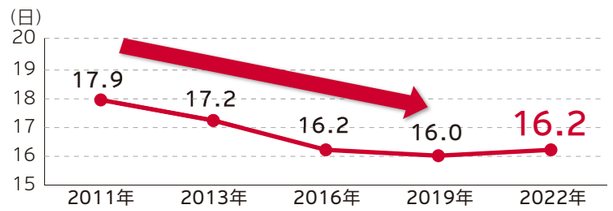

厚生労働省「医療施設（動態）調査・病院報告の概況」

「平均在院日数」とは１回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

生活習慣病の重篤化に備えたい方に
健康リカバリープラン

高血圧症　脂質異常症　高血糖症

基本保障（手術給付金あり）
＋ 医療用新先進医療特約
＋ 医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）

保険料例　健康回復支援給付金：5万円

年　齢	男　性	女　性
30　歳	1,482円	1,477円
40　歳	2,067円	1,742円
50　歳	3,012円	2,332円

POINT 1 高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けた時健康回復支援給付金をお支払いします。

POINT 2 ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の疾病により入院した時も投薬治療を受けたものとして健康回復支援給付金をお支払いします。

参考 高血圧症・脂質異常症（高脂血症）・糖尿病の総患者数は年齢とともに増加傾向にあります。

■高血圧症・脂質異常症（高脂血症）・糖尿病の総患者数

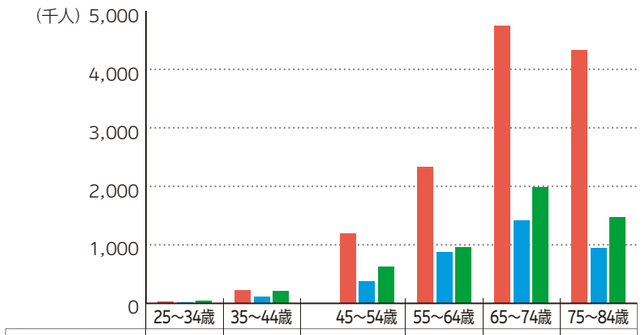

	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75～84歳
■高血圧症	26	228	1,196	2,332	4,753	4,325
■脂質異常症	22	121	382	873	1,414	954
■糖尿病	53	218	624	963	1,985	1,476

厚生労働省　「令和2年（2020）患者調査の概況」

三大疾病への備えを充実させたい方に
三大疾病重点プラン

がん　心疾患　脳血管疾患

基本保障（手術給付金あり）
＋ 医療用新先進医療特約
＋ 医療用新三大疾病一時金特約
＋ 新三大疾病支払日数無制限特則

保険料例　基準一時金：50万円

年齢	男　性	女　性
30歳	2,542円	2,457円
40歳	3,622円	3,042円
50歳	5,377円	4,007円

POINT 1 三大疾病で入院した場合等に、一時金（がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金）をお支払いします。
（医療用新三大疾病一時金特約）

回数は無制限（1年に1回）

POINT 2 三大疾病で入院した場合、1入院の支払限度日数を無制限に保障します。（新三大疾病支払日数無制限特則）

〈事例〉対象となる三大疾病により200日入院した場合
（入院給付金のお支払限度の型が40日型）

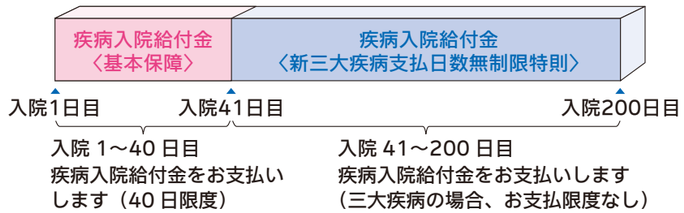

参考 入院期間が短期化傾向にある一方で、長期の入院が必要なものもあります。

■退院患者平均在院日数（傷病別）

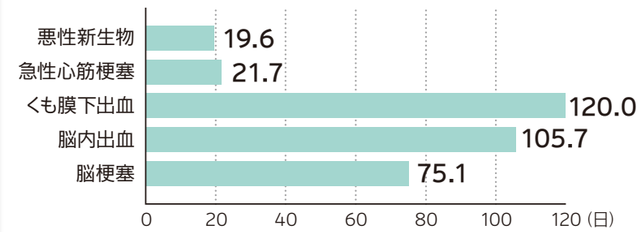

厚生労働省「令和2年（2020）患者調査の概況」

「平均在院日数」とは１回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

＋ どのプランにも組み合わせOK！ がんに備えてさらに万全の準備を

医療用新がん診断給付特約
医療用新がん外来治療給付特約
医療用抗がん剤治療給付特約

がんと診断確定された場合がん診断給付金、通院や往診によるがん治療を受けた場合がん外来治療給付金、抗がん剤治療等を受けた場合は抗がん剤治療給付金等をお支払いします。

＋ どのプランにも組み合わせOK！ 介護にも備えてさらなる安心を

介護一時金特約

要介護1以上と認定された場合等に、介護一時金をお支払いします。

この他にも、お客さまのニーズに合わせて、オプション（特則・特約）は組み合わせできます！

※オプションを付加すると別途保険料が加算されます。

オプション一覧

手術

医療用手術増額特約*1

病気やケガによる所定の手術・放射線治療等を受けた場合、手術増額給付金をお支払いします。
（外来で受けた所定の手術の場合は基準給付金額の50%）

入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
以下の範囲で基準給付金額を設定 1万円～10万円（1万円単位）	

先進医療

医療用新先進医療特約

先進医療*2による療養を受けた場合、先進医療の技術料相当額の「先進医療給付金」を、一生涯を通じて通算2,000万円まで保障します。

入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
先進医療の技術料を 通算2,000万円まで保障	

入院

医療用入院一時金特約

病気やケガで入院した場合、「入院一時金*3」をお支払いします。
入院の原因が、異なる病気・ケガであれば、180日以内に複数回入院した場合でも、それぞれの入院に対してお支払いします。

※詳しくは下記の例をご覧ください。
※1回の入院については31・32ページをご覧ください。

入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
以下の範囲で設定 一時金として（1入院について1回限り） 1万円～15万円（1万円単位）	以下の範囲で設定 一時金として（1入院について1回限り） 1万円～10万円（1万円単位）

入院一時金のお受け取りについて

1回の入院についての入院一時金のお受け取りは1回限りです。また、次のいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受け取りは1回限りとします。

- ●入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされる時
- ●疾病の治療を目的とした入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされる時

病気で入院した場合の例

例1 胃がんで入院し、退院後180日以内に胃がんで再度入院した場合

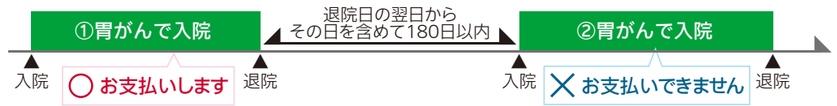

①と②は1回の入院とみなされるため、入院一時金は①で支払われ、②では支払われません。

例2 盲腸で入院し、退院後180日以内に胃がんで入院した場合

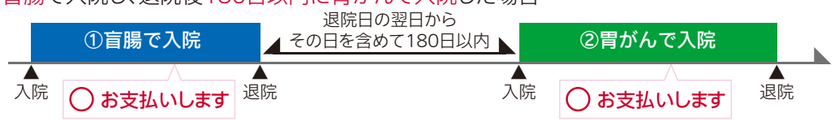

①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

例3 胃がんで入院中に骨折し、そのまま入院した場合

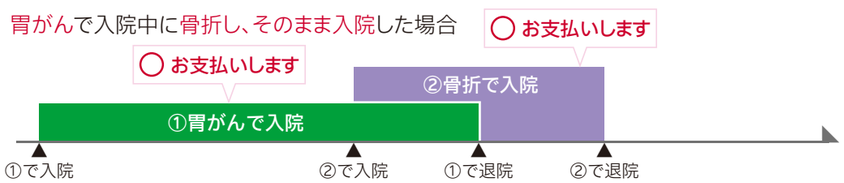

入院開始の直接の原因となった①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

通院

医療用通院特約

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、「疾病通院給付金・災害通院給付金」をお支払いします。

入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
以下の範囲で設定 1日につき 1,000円～10,000円	以下の範囲で設定 1日につき 1,000円～5,000円

医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*4をした時

1回の入院*5に対する通院の支払限度 30日

通算の支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。
ただし、三大疾病*6で通院した場合は、通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合の例

例1 胃がんで入院し、退院の翌日以降に胃がんで通院した場合

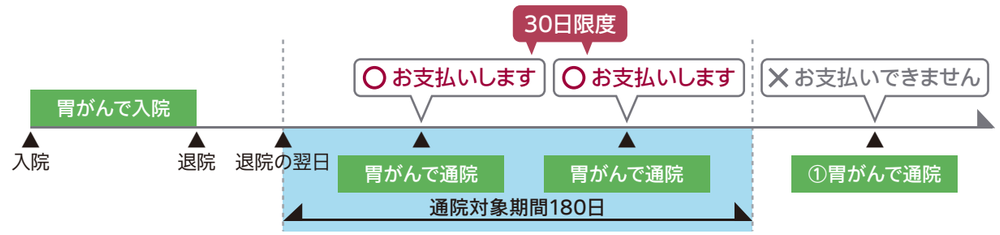

①は退院後180日経過後の通院のため支払われません。

例2 胃がんで入院し、退院の翌日以降に風邪で通院した場合

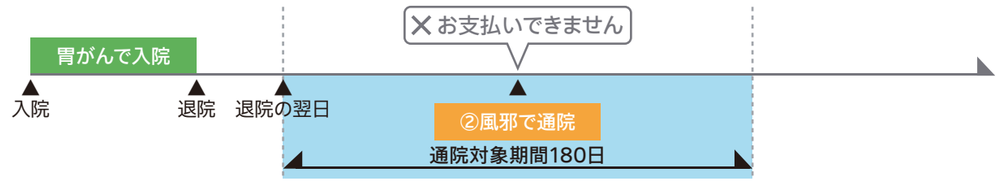

②は入院の原因となった胃がん以外の治療を目的とした通院のため支払われません。

＊1 主契約に手術給付金不担保特則を付加した場合のみ取扱い可能です。基準給付金額は主契約の入院給付金日額の10倍以内で設定してください。
＊2 ・先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。
・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
・被保険者が、既にＳＯＭＰＯひまわり生命で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
＊3 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。
＊4 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。
＊5 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされる時は、お支払限度である30日まで保障します。
2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合について、詳しくは契約概要をご覧ください。
＊6 対象となる 三大疾病 は『がん』『急性心筋梗塞（虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞（狭心症等を除く）」）』『脳卒中（脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」）』です。

オプション一覧

がん

医療用新がん診断給付特約

上皮内がんも同額保障！　回数は無制限（1年に1回を限度）

がん（上皮内がん含む）と医師により診断確定された場合、**がん診断給付金**をお支払いします。
また、再発＊1や転移、継続治療（入院・外来治療）等を受けた場合でも同額をお支払いします。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円

以下の範囲で設定
10万円～200万円（10万円単位）

お支払事由

【１回目】初めてがんと医師により診断確定された時

【2回目以降】直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、次のいずれかに該当された時
- **新たにがんと医師により診断確定**された時
- がん治療のために**入院を開始または継続**している時
- がん治療のための**外来治療**を受けた時＊2

＊1 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
＊2 ①手術療法②放射線療法③化学療法※1④疼痛（とうつう）緩和療法※2のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。

※1 抗がん剤等薬剤を投与し、がんを破壊またはがんの発育、増殖を抑制する療法をいいます（細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます）。
※2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。

医療用新がん外来治療給付特約

上皮内がんも同額保障！　通算無制限（1年間120日まで）

通院や往診によるがん治療を受けた場合、**がん外来治療給付金**をお支払いします。
入院をしない治療でも、がんの治療が続く限り保障します。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円

⚠ 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。
医療用新がん外来治療給付特約と医療用通院特約を1契約に同時に付加することはできません。

医療用抗がん剤治療給付特約

ホルモン療法も対象！

がんの治療を目的とする次の抗がん剤＊1治療を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに
抗がん剤治療給付金、
自由診療抗がん剤治療給付金をお支払いします。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円

以下の範囲で設定
1万円～30万円（1万円単位）

お支払事由

抗がん剤治療　通算無制限！

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けた時

▶ **抗がん剤治療給付金**
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
（基準給付月額10万円の場合）

自由診療抗がん剤治療　通算12ヵ月限度

次のいずれかの抗がん剤治療を受けた時
（抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を除きます。）
① 先進医療＊2による抗がん剤治療
② 患者申出療養＊2による抗がん剤治療
③ がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療
④ 欧米で承認された抗がん剤による治療

▶ **自由診療抗がん剤治療給付金**
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
（基準給付月額10万円の場合）

＊1 対象となる抗がん剤は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
＊2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことを指します。
●抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、最初に抗がん剤治療を受けた日にお支払事由が生じたものとみなします。
●自由診療抗がん剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療を受けた日が同一の月に２回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

参考

「がんにそなえるBOOK（SOMPOひまわり生命作成）」より抜粋

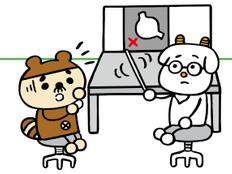

知っておきたいがんのこと

◆年齢とともにがんのリスクが高まります。

がんと診断される確率は年齢とともに高まり、生涯のうち男性は65.5%、女性は51.2%の人ががんと診断されています。

■がんと診断される確率は…

性別	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	生涯
男性	1.2%	2.8%	7.7%	21.4%	43.0%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.5%	21.4%	33.3%	51.2%

表出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2024」
累積がん罹患・死亡リスク
年齢階級別罹患リスク（2019年罹患・死亡データに基づく）全がん

◆現在のがん治療

がんの治療法は主に「手術療法」「放射線療法」「薬物療法（抗がん剤治療等）」の3つがあり、ほとんどの人がこの「3大治療」を受けています。がんの種類や病期（ステージ）、体の状態、年齢等に応じて治療法を選択したり、複数の治療法を組み合わせる集学的治療が行われています。

■がんに罹患した方が受けている／受けた治療（複数回答）

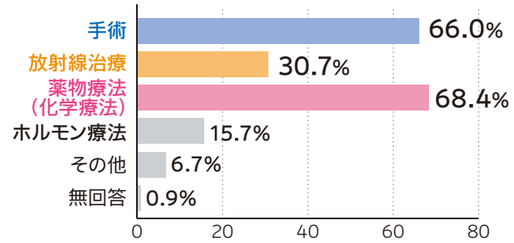

東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果（がん患者の就労等に関する実態調査）（平成31年3月）」を基にSOMPOひまわり生命で作成

自由診療抗がん剤治療の例

■患者申出療養

患者申出療養制度は、未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度です。
たとえば、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。

■欧米で承認された抗がん剤（日本で未承認の薬など）

欧米で承認された薬剤が日本で承認されるまでには数ヵ月から数年程度かかるため、未承認薬を使う治療は「自由診療（全額自己負担）」となります。未承認薬は1ヵ月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移

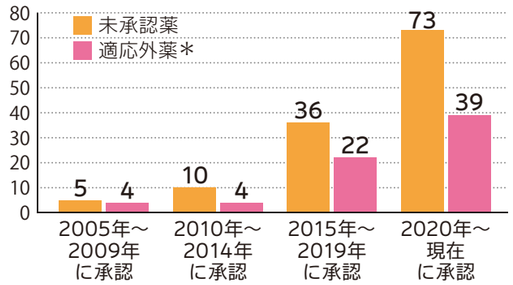

●2024年3月31日時点での情報に基づいています。（のべ数）
国立がん研究センター
「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

＊欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

⚠ 「医療用新がん診断給付特約」、「医療用新がん外来治療給付特約」、「医療用抗がん剤治療給付特約」の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

⚠ 「医療用新がん診断給付特約」、「医療用新がん外来治療給付特約」、「医療用抗がん剤治療給付特約」の保障の開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目となります。責任開始日から90日以内にがん（上皮内がん含む）と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

オプション一覧

三大疾病

医療用新三大疾病一時金特約

回数は無制限（一時金ごとに1年に1回を限度）

三大疾病により所定の事由＊に該当した場合、
がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金をそれぞれ一時金ごとにお支払いします。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円

がん一時金・心疾患一時金・脳血管疾患一時金を一時金ごとに１回につき以下の範囲で設定
10万円～200万円（10万円単位）

＊対象となる所定の事由は以下の通りです。

がん（上皮内がん含む）	【　１回目　】初めてがんと医師により診断確定された時 【２回目以降】がんの治療を目的とする入院をした時
心疾患	心疾患の治療を目的とする入院をした時
脳血管疾患	脳血管疾患の治療を目的とする入院をした時

●２回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて１年以上経過していることが必要です。
※医療用通院特約とは三大疾病の範囲が異なります。

新三大疾病支払日数無制限特則

日数は無制限

三大疾病で入院した場合、
入院日数を無制限に保障します。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円
1入院支払限度日数を超えた日以降 1日につき **10,000円**	1入院支払限度日数を超えた日以降 1日につき **5,000円**

この特則の中途付加はお取り扱いできません。

対象となる三大疾病　がん（上皮内がんを含む）　心疾患　脳血管疾患

※医療用通院特約とは三大疾病の範囲が異なります。

特定疾病

医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病により所定の事由＊に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円

この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はお取り扱いできません。

●がん（悪性新生物）で所定の事由に該当した時
●急性心筋梗塞で所定の事由に該当した時
●脳卒中で所定の事由に該当した時

保障はそのままで以後の保険料のお払い込みを免除

＊対象となる所定の事由は以下の通りです。

がん（悪性新生物）	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん（悪性新生物）と医師により診断確定された時（「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」を除く）
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞（狭心症等を除く）	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当した時 ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断された時 ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、次のいずれかに該当した時 ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断された時 ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て将来に向かって保険料払込免除事由を変更することがあります。

「医療用新三大疾病一時金特約」「新三大疾病支払日数無制限特則」「医療用特定疾病診断保険料免除特約」の違いについて

「医療用新三大疾病一時金特約」「新三大疾病支払日数無制限特則」「医療用特定疾病診断保険料免除特約」は、**お支払事由・保険料払込免除事由において異なる点がございますので、ご確認ください。**

疾病 ＼ 特則・特約		医療用新三大疾病一時金特約	新三大疾病支払日数無制限特則	医療用特定疾病診断保険料免除特約
がん	悪性新生物 ① ②以外	○ ただし、責任開始日から起算して90日以内に診断確定されたがんは対象外かつ特約無効となります。	○	○ ただし、責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外となります。
	②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん			×
	上皮内新生物（上皮内がん）			×
心疾患	急性心筋梗塞 ①急性心筋梗塞 ②再発性心筋梗塞	○	○	○＊1
	上記以外			×
脳血管疾患	脳卒中 ①くも膜下出血 ②脳内出血 ③脳梗塞	○	○	○＊2
	上記以外			×

＊1 虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です（狭心症等は対象になりません）。
＊2 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」が対象です。

介護

介護一時金特約

次のいずれかに該当した場合、
介護一時金をお支払いします。
（介護一時金のお支払いは、1回限りです。）

お支払事由

①公的介護保険制度により**要介護1以上**と認定された時
②満65歳未満の被保険者について**ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の要介護状態＊**が**180日以上継続**したと医師により診断確定された時
③**ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の高度障害状態**に該当した時

入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円

以下の範囲で設定
一時金として（1回限り）
15歳～69歳までの場合 10万円～500万円
70歳～75歳までの場合 10万円～300万円
76歳～80歳までの場合 10万円～200万円
（10万円単位）

介護一時金
100万円
（介護一時金額100万円の場合）

または

5年間（確定年金5年の場合）

＊「ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の要介護状態」とは、約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
①下記 A ～ E のうち、1 項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当した時
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
②器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定された時
（注）ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
●介護一時金が支払われた場合には、この特約は消滅します。

※介護一時金をお受け取りになる場合、ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金に代えて年金でのお受け取りを選択することができます。
介護一時金の一部のみを年金でお受け取りいただくことはできません。

介護一時金のお支払事例

		介護一時金特約 支払対象	（参考）公的介護保険制度 受給対象
例 1	83歳 男性 転倒をきっかけに歩行が不自由となり、自宅での療養を続けるうちに認知症を発症。要介護1と認定	○	受給対象
例 2	60歳 女性 転倒による大腿骨頸部骨折を負って入院し、補装具等を使用しても介助がなければ歩行が困難な状態が180日以上継続	○	受給対象外 （第2号被保険者であるが、受給要件である特定疾病（16種）ではないため）
例 3	35歳 男性 交通事故に遭い、下半身不随となり、事故から180日を超えた時点で歩行することができず、車椅子を使用しなければならない状態が継続	○	受給対象外 （公的介護保険制度未加入のため）

参考

公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

要介護1

要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態

低下している日常生活能力例
●片足での立位 ●日常の意思決定
●買い物

要介護2

要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態

低下している日常生活能力例
●歩行 ●洗身 ●つめ切り ●薬の内服
●金銭の管理 ●簡単な調理

要介護3

要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態

低下している日常生活能力例
●寝返り ●排尿 ●排便
●口腔清潔 ●上衣の着脱
●ズボン等の着脱

要介護4

要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態

低下している日常生活能力例
●座位保持 ●両足での立位
●移乗 ●移動 ●洗顔
●整髪

要介護5

要介護4よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

低下している日常生活能力例
●麻痺（左下肢） ●食事摂取
●外出頻度 ●短期記憶

出典：厚生労働省HP「介護保険制度における要介護認定の仕組み」厚生労働省「第1回介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会」の「要介護認定の仕組みと手順」
※イラストはイメージであり、公的介護保険制度の要介護度と必ずしも一致していません。

公的介護保険の仕組み

公的介護保険は、市区町村（区は東京23区、以下「市区町村」）が保険者の社会保険制度で、現物給付（介護サービスそのものが提供される）が原則です。被保険者は年齢に応じて次のとおり2種類に分かれ、保険料の決め方や納付方法、制度を利用できる条件が異なります。

第1号被保険者（65歳以上）
要介護状態になった原因を問わず、介護サービスを利用できます。

第2号被保険者（40～64歳）
要介護状態になった原因が16種類の特定疾病に限り、介護サービスを利用できます。事故等によるケガで介護が必要になっても、介護保険は利用できません。

（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとに作成

公的介護保険制度の受給対象者と受給要件

（公的介護保険の受給対象……○
公的介護保険の受給対象外…✕）

原因＼年齢	39歳まで	40歳～64歳まで 第2号被保険者	65歳～ 第1号被保険者
16種類の特定疾病＊	✕	○ 要介護状態になった原因が、加齢に伴う特定疾病（16種）に限定しての受給対象	○
上記以外のあらゆる病気・ケガ	公的介護保険制度未加入のため受給対象外	✕ 上記以外（交通事故等）を原因とする要介護状態は受給対象外	要介護（要支援）状態になった原因にかかわらず受給対象

＊16種類の特定疾病
1.がん　2.関節リウマチ　3.筋萎縮性側索硬化症　4.後縦靱帯骨化症　5.骨折を伴う骨粗鬆症
6.初老期における認知症　7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
8.脊髄小脳変性症　9.脊柱管狭窄症　10.早老症　11.多系統萎縮症
12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症　13.脳血管疾患　14.閉塞性動脈硬化症
15.慢性閉塞性肺疾患　16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2024年10月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市区町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て将来に向かって介護一時金のお支払事由を変更することがあります。

オプション一覧

健康回復

医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）

高血圧症・脂質異常症・高血糖症の
投薬治療を受けた場合、
健康回復支援給付金をお支払いします。
（健康回復支援給付金のお支払いは、1回限りです。）

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円

以下の範囲で設定
1万円～5万円（1万円単位）

お支払事由 高血圧症・脂質異常症・高血糖症*1のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けた時※
※SOMPOひまわり生命所定の疾病*2により入院した場合は、投薬治療を受けたものとみなして健康回復支援給付金をお支払いします。

＊1 詳しくは約款別表「対象となる高血圧症、脂質異常症または高血糖症」をご覧ください。
＊2 詳しくは約款別表「対象となる疾病」をご覧ください。

●健康回復支援給付金が支払われた場合には、この特約は消滅します。
●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

SOMPOひまわり生命所定の疾病の例

糖尿病　心疾患　高血圧性疾患
脳血管疾患　腎疾患　肝疾患

女性疾病

医療用女性疾病入院特約

通算無制限

女性特定疾病で入院した場合、
疾病入院給付金に上乗せして
女性疾病入院給付金をお支払いします。

入院給付金日額	入院給付金日額
10,000円	5,000円
以下の範囲で設定 1日につき さらに 1,000円～10,000円	以下の範囲で設定 1日につき さらに 1,000円～5,000円

⚠ 1入院の支払限度日数は基本保障（主契約）と同日数（40日・60日）です。

女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病

女性特有の病気	子宮筋腫	子宮内膜症	卵巣機能障害
	妊娠高血圧症候群	子宮外妊娠	切迫流産
	子宮頸がん	卵巣がん	等
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血	バセドウ病	低血圧症
	甲状腺腫		等
がん（すべてのがんが対象！）	乳がん	胃がん	大腸がん
	白血病		等

●正常分娩での入院は保障の対象にはなりません。
●女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病については約款別表をご覧ください。

参考

■治療費における助成制度について

公的医療保険の自己負担の割合
公的医療保険の負担割合は年齢によって異なります。（2024年10月現在）
小学校入学前*1 自己負担2割　一般*1（小学生～69歳）自己負担3割

高額療養費制度
医療機関や薬局の窓口で支払った額※が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*2（2024年10月現在）
※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

例 50歳（年収約370～約770万円）

ひと月で100万円の医療費がかかった場合
※入院期間2週間
》 高額療養費制度適用後の自己負担額は87,430円*3

ひと月の医療費総額100万円
窓口負担3割（30万円）

自己負担額	高額療養費制度から支給	公的医療保険が負担
87,430円*3	212,570円	

＋ 差額ベッド代　1日あたり 平均6,714円*4 ×14日＝93,996円

＋ 食　費　1日あたり 約1,470円（1食490円*5 ×3）×14日＝20,580円

入院時の自己負担総額は87,430円＋93,996円＋20,580円＝202,006円

＋α
諸雑費　付き添いの方の交通費・テレビ代・日用品代等
先進医療費用　先進医療の技術料は全額自己負担です。*6

■高額療養費制度　69歳以下の方の上限額

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当の場合（4回目からの自己負担限度額*7）
❶	年収約1,160万円～	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
❷	年収約770～約1,160万円	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
❸	年収約370～約770万円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
❹	～年収約370万円	57,600円	44,400円
❺	住民税非課税者	35,400円	24,600円

●70歳以上の場合は計算方法が異なります。詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。
＊1 自治体により小児医療費助成制度があります。
＊2 健康保険組合等によって独自の助成制度を行っていることがあります。
＊3 健保の標準報酬月額が28万円～50万円（国保は旧ただし書き所得が210万円～600万円）で、住民税が課税される方の場合です。また健保の標準報酬月額が26万円以下（国保は旧ただし書き所得が210万円以下）の方は、57,600円となります。
＊4 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況（令和5年7月）」における差額ベッド代1～4人室の1日あたり平均額です。
＊5 2024年10月現在の厚生労働省「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」
＊6 2024年10月現在
＊7 同一世帯で1年間（直近12ヵ月）に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

月払保険料表（口座振替扱）

男 性

１入院支払限度：40日型

特定疾病診断保険料免除特約なし

入院給付金日額：5,000円／保険期間：終身／保険料払込期間：終身払

契約年齢（歳）	基本保障 入院給付金日額5,000円（手術あり）	基本保障 入院給付金日額5,000円（手術なし）	＋ 特則・特約 医療用新先進医療特約	医療用健康回復支援給付特約 5万円	医療用手術増額特約 5万円	医療用入院一時金特約 5万円	医療用通院特約 5,000円 *1	医療用新三大疾病一時金特約 50万円	新三大疾病支払日数無制限特則 5,000円	医療用新がん診断給付特約 50万円	医療用新がん外来治療給付特約 5,000円 *1*2	医療用抗がん剤治療給付特約 5万円	介護一時金特約 100万円	契約年齢（歳）
プラン シンプル			●											
プラン 健康リカバリー			●	●										
プラン 三大疾病重点			●					●	●					
0	(720)	(460)	87	50	220	375	175	-	85	-	-	-	-	0
1	(705)	(445)	87	50	220	355	180	-	85	-	-	-	-	1
2	(695)	(425)	87	50	225	335	180	-	90	-	-	-	-	2
3	(685)	(410)	87	55	225	310	185	-	90	-	-	-	-	3
4	(675)	(395)	87	55	230	295	185	-	90	-	-	-	-	4
5	(670)	(385)	87	55	230	280	190	-	90	-	-	-	-	5
6	(670)	(380)	87	60	235	270	190	470	95	360	95	120	-	6
7	(675)	(380)	87	60	240	260	195	480	95	370	100	125	-	7
8	(685)	(385)	87	60	240	260	195	495	95	375	100	130	-	8
9	(695)	(390)	87	65	245	260	200	505	100	385	105	130	-	9
10	(710)	(395)	87	65	250	260	205	520	100	395	110	135	-	10
11	(725)	(405)	87	70	255	260	205	535	105	405	115	140	-	11
12	(740)	(415)	87	70	260	265	210	550	105	415	120	140	-	12
13	(760)	(430)	87	75	260	275	215	565	110	430	125	145	-	13
14	(780)	(440)	87	80	265	280	220	585	110	440	130	150	-	14
15	(800)	(455)	87	80	270	290	225	605	115	450	135	155	430	15
16	(820)	(465)	87	85	275	295	230	625	120	465	140	160	430	16
17	(835)	(475)	87	90	285	300	235	645	120	475	145	160	440	17
18	(855)	(485)	87	90	290	305	240	665	125	490	155	165	450	18
19	(875)	(495)	87	95	295	315	245	690	130	505	160	170	460	19
20	(900)	(510)	87	100	305	320	250	715	130	520	165	175	470	20
21	(930)	(525)	87	105	310	330	260	740	135	535	170	180	480	21
22	(960)	(540)	87	110	320	340	265	765	140	550	180	185	490	22
23	(990)	(560)	87	115	330	350	270	795	145	570	185	190	500	23
24	1,025	(580)	87	120	340	360	280	820	150	590	195	200	510	24
25	1,055	(600)	87	125	350	370	285	855	155	610	205	205	520	25
26	1,090	(620)	87	135	360	380	295	885	160	630	215	215	530	26
27	1,125	(640)	87	140	370	390	305	920	165	655	225	220	550	27
28	1,155	(660)	87	145	380	400	315	960	170	680	235	230	560	28
29	1,190	(680)	87	155	390	410	325	1,000	175	705	250	240	580	29
30	1,230	(700)	87	165	400	425	335	1,040	185	730	260	250	590	30
31	1,265	(725)	87	165	410	435	345	1,080	190	760	275	260	610	31
32	1,310	(745)	87	175	425	450	355	1,125	195	785	285	270	630	32
33	1,350	(770)	87	185	435	460	365	1,165	205	815	300	280	650	33
34	1,395	(800)	87	195	450	475	375	1,215	210	840	310	290	670	34
35	1,445	(820)	87	205	465	490	390	1,265	220	875	325	300	690	35
36	1,490	(850)	87	215	475	505	405	1,320	230	905	340	315	710	36
37	1,545	(885)	87	225	490	520	415	1,375	235	945	360	325	730	37
38	1,600	(920)	87	235	500	540	430	1,430	245	980	375	340	760	38
39	1,660	(955)	87	250	515	560	445	1,490	255	1,020	395	355	790	39
40	1,720	(995)	87	260	530	575	460	1,550	265	1,065	415	370	820	40
41	1,790	1,035	87	270	550	600	475	1,620	280	1,110	430	385	850	41
42	1,855	1,075	87	285	570	620	490	1,685	290	1,150	455	405	880	42
43	1,930	1,120	87	295	590	640	500	1,760	300	1,200	475	420	920	43
44	2,010	1,165	87	310	610	665	515	1,830	315	1,255	495	440	960	44
45	2,090	1,210	87	325	635	690	535	1,910	325	1,310	515	460	990	45
46	2,170	1,260	87	335	655	715	550	1,995	340	1,370	540	480	1,030	46
47	2,255	1,315	87	350	680	740	565	2,080	355	1,435	570	500	1,080	47
48	2,350	1,365	87	360	705	765	585	2,165	370	1,495	595	520	1,130	48
49	2,445	1,425	87	375	735	795	605	2,260	385	1,565	625	545	1,180	49
50	2,535	1,480	87	390	760	820	625	2,355	400	1,640	655	570	1,240	50
51	2,640	1,540	87	400	790	850	650	2,455	415	1,715	690	600	1,310	51
52	2,745	1,605	87	415	815	880	675	2,555	435	1,795	725	625	1,380	52
53	2,850	1,675	87	430	840	915	700	2,665	455	1,875	760	655	1,450	53
54	2,965	1,750	87	440	870	950	730	2,775	470	1,960	795	690	1,530	54
55	3,085	1,820	87	455	900	990	760	2,885	490	2,050	830	720	1,610	55
56	3,205	1,900	87	465	930	1,025	790	3,000	505	2,135	865	755	1,700	56
57	3,335	1,990	87	475	965	1,065	820	3,115	525	2,235	905	790	1,800	57
58	3,465	2,080	87	490	995	1,110	855	3,230	550	2,330	945	820	1,910	58
59	3,605	2,165	87	495	1,030	1,150	895	3,350	570	2,430	985	860	2,020	59
60	3,750	2,265	87	505	1,065	1,190	935	3,470	590	2,530	1,020	900	2,150	60
61	3,900	2,365	87	510	1,100	1,240	975	3,590	615	2,635	1,060	940	2,290	61
62	4,055	2,465	87	520	1,135	1,285	1,025	3,715	635	2,745	1,100	985	2,430	62
63	4,215	2,575	87	525	1,165	1,335	1,075	3,835	660	2,855	1,140	1,030	2,590	63
64	4,380	2,690	87	530	1,200	1,385	1,125	3,955	685	2,970	1,175	1,075	2,770	64
65	4,550	2,805	87	535	1,240	1,440	1,180	4,075	715	3,085	1,215	1,125	2,960	65
66	4,730	2,925	87	540	1,280	1,490	1,240	4,185	740	3,190	1,260	1,165	3,170	66
67	4,915	3,060	87	545	1,325	1,550	1,305	4,295	770	3,310	1,305	1,220	3,410	67
68	5,110	3,190	87	545	1,370	1,610	1,380	4,405	800	3,430	1,355	1,270	3,660	68
69	5,315	3,335	87	550	1,415	1,670	1,455	4,505	825	3,545	1,395	1,325	3,940	69
70	5,515	3,480	87	555	1,460	1,735	1,530	4,600	860	3,670	1,435	1,375	4,240	70
71	5,730	3,640	87	555	1,500	1,800	1,610	4,690	895	3,805	1,470	1,425	4,570	71
72	5,945	3,805	87	555	1,545	1,860	1,700	4,765	930	3,950	1,490	1,475	4,930	72
73	6,170	3,985	87	555	1,585	1,935	1,795	4,835	970	4,100	1,515	1,515	5,350	73
74	6,395	4,160	87	555	1,625	2,000	1,885	4,905	1,010	4,245	1,535	1,560	5,800	74
75	6,605	4,345	87	555	1,655	2,070	1,980	4,960	1,055	4,415	1,550	1,590	6,280	75
76	6,810	4,525	87	555	1,675	2,135	2,075	5,005	1,100	4,580	1,560	1,610	6,820	76
77	7,000	4,710	87	555	1,690	2,190	2,165	5,040	1,150	4,760	1,565	1,620	7,420	77
78	7,175	4,895	87	555	1,690	2,245	2,265	5,065	1,195	4,945	1,560	1,615	8,110	78
79	7,360	5,090	87	555	1,690	2,305	2,355	5,080	1,250	5,140	1,555	1,615	8,840	79
80	7,545	5,285	87	555	1,690	2,360	2,450	5,090	1,305	5,320	1,555	1,610	9,630	80

＊1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。　＊2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

（2025年4月現在）　単位：円

●［ー］・・・お取り扱いできません。　●［◯］・・・オプションを含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取り扱いできます。

●基本保障の保険料に各オプションの保険料を加算した金額が合計保険料となります。　● 掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはSOMPOひまわり生命までお問い合わせください。

※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が多くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

月払保険料表（口座振替扱）

男 性 ｜ 1入院支払限度：40日型 ｜ 特定疾病診断保険料免除特約あり ｜ 入院給付金日額：5,000円／保険期間：終身／保険料払込期間：終身払

契約年齢（歳）	基本保障 入院給付金日額 5,000円（手術あり）	基本保障 入院給付金日額 5,000円（手術なし）	特則・特約 医療用新先進医療特約	医療用健康回復支援給付特約 5万円	医療用手術増額特約 5万円	医療用入院一時金特約 5万円	医療用通院特約 5,000円 ＊1	医療用新三大疾病一時金特約 50万円	新三大疾病支払日数無制限特則 5,000円	医療用新がん診断給付特約 50万円	医療用新がん外来治療給付特約 5,000円 ＊1＊2	医療用抗がん剤治療給付特約 5万円	介護一時金特約 100万円	契約年齢（歳）
プラン	シンプル		●											
プラン	健康リカバリー		●	●										
プラン	三大疾病重点		●					●	●					
0	(805)	(510)	92	50	240	405	200	–	100	–	–	–	–	0
1	(785)	(495)	91	50	240	380	200	–	100	–	–	–	–	1
2	(770)	(475)	91	55	245	360	200	–	100	–	–	–	–	2
3	(755)	(455)	91	55	245	340	205	–	100	–	–	–	–	3
4	(750)	(440)	91	55	250	320	205	–	100	–	–	–	–	4
5	(745)	(435)	91	60	255	305	210	–	105	–	–	–	–	5
6	(750)	(430)	91	60	255	295	210	525	105	410	110	140	–	6
7	(755)	(430)	91	60	260	290	215	540	110	415	115	140	–	7
8	(765)	(435)	91	65	265	285	220	555	110	430	120	145	–	8
9	(780)	(440)	91	65	270	285	225	570	115	435	125	150	–	9
10	(795)	(450)	91	70	275	290	225	585	115	450	130	155	–	10
11	(815)	(460)	91	70	280	290	230	605	120	460	135	160	–	11
12	(830)	(470)	91	75	285	300	235	625	120	475	140	160	–	12
13	(850)	(490)	91	75	290	305	240	645	125	490	145	165	–	13
14	(875)	(500)	91	80	295	315	245	665	125	495	150	165	–	14
15	(895)	(510)	91	85	300	320	250	685	130	510	160	170	500	15
16	(920)	(525)	91	85	305	330	255	710	135	525	165	175	510	16
17	(945)	(540)	92	90	315	335	265	730	140	545	165	180	520	17
18	(970)	(555)	92	95	320	345	270	760	145	560	175	190	540	18
19	(995)	(570)	92	100	330	355	280	785	145	580	185	195	550	19
20	1,030	(590)	92	105	340	360	285	815	150	600	190	200	560	20
21	1,060	(610)	92	110	345	375	295	840	160	620	200	210	580	21
22	1,100	(630)	92	115	360	385	305	875	165	640	210	215	590	22
23	1,140	(655)	93	120	370	395	315	910	165	670	220	225	610	23
24	1,180	(680)	93	125	380	410	325	950	170	690	230	235	620	24
25	1,220	(705)	93	130	395	425	335	990	180	715	245	245	640	25
26	1,265	(730)	93	140	405	435	345	1,030	185	745	255	255	660	26
27	1,310	(760)	94	145	420	450	355	1,075	195	775	270	265	680	27
28	1,355	(785)	94	150	435	465	370	1,120	200	805	285	275	700	28
29	1,400	(815)	94	160	445	480	380	1,165	210	835	300	285	720	29
30	1,450	(840)	95	165	460	495	395	1,215	220	870	315	300	740	30
31	1,500	(870)	95	170	475	505	410	1,270	225	905	330	310	770	31
32	1,555	(900)	95	180	490	525	420	1,325	235	940	345	325	790	32
33	1,610	(935)	96	190	505	545	440	1,385	245	980	360	340	820	33
34	1,670	(970)	96	200	520	560	455	1,445	255	1,020	380	350	840	34
35	1,735	1,005	96	210	540	580	470	1,505	265	1,060	395	370	870	35
36	1,800	1,045	97	225	555	605	490	1,570	280	1,110	415	385	900	36
37	1,865	1,090	97	235	575	625	500	1,640	290	1,150	435	400	930	37
38	1,940	1,135	98	245	595	650	520	1,715	305	1,200	460	420	970	38
39	2,020	1,180	98	260	615	675	540	1,790	315	1,250	480	440	1,000	39
40	2,105	1,230	98	270	635	700	565	1,870	330	1,310	500	460	1,030	40
41	2,190	1,285	99	285	660	730	585	1,955	345	1,365	525	480	1,070	41
42	2,280	1,345	99	300	685	760	605	2,045	360	1,430	555	495	1,120	42
43	2,380	1,405	99	310	715	790	625	2,135	375	1,490	580	520	1,160	43
44	2,480	1,465	99	325	740	820	645	2,230	390	1,560	610	545	1,210	44
45	2,590	1,525	100	340	770	845	670	2,330	410	1,640	640	570	1,270	45
46	2,705	1,595	100	355	805	880	695	2,440	430	1,720	675	600	1,320	46
47	2,815	1,665	101	370	830	915	720	2,545	445	1,800	710	630	1,380	47
48	2,940	1,740	101	385	865	955	745	2,665	465	1,885	745	660	1,440	48
49	3,065	1,810	102	400	900	990	775	2,785	485	1,975	785	690	1,510	49
50	3,195	1,890	102	415	935	1,030	805	2,910	505	2,070	820	725	1,580	50
51	3,330	1,975	103	430	975	1,070	835	3,040	525	2,170	860	760	1,650	51
52	3,470	2,070	103	445	1,010	1,115	865	3,175	550	2,280	905	800	1,740	52
53	3,620	2,155	104	460	1,050	1,160	905	3,315	575	2,390	950	835	1,830	53
54	3,775	2,255	104	475	1,090	1,205	945	3,455	600	2,495	1,000	875	1,920	54
55	3,930	2,360	105	490	1,130	1,255	985	3,605	625	2,620	1,045	915	2,030	55
56	4,100	2,465	105	500	1,170	1,310	1,025	3,755	655	2,740	1,095	960	2,140	56
57	4,270	2,580	106	515	1,210	1,360	1,075	3,910	680	2,860	1,145	1,005	2,250	57
58	4,445	2,700	106	530	1,255	1,420	1,120	4,065	710	2,990	1,190	1,055	2,370	58
59	4,630	2,820	107	545	1,300	1,475	1,165	4,220	740	3,120	1,245	1,105	2,510	59
60	4,815	2,945	107	555	1,345	1,530	1,220	4,375	765	3,255	1,295	1,150	2,660	60
61	5,010	3,075	107	565	1,390	1,590	1,275	4,525	795	3,390	1,340	1,200	2,810	61
62	5,205	3,200	107	575	1,435	1,650	1,330	4,680	820	3,520	1,390	1,255	2,970	62
63	5,405	3,335	107	585	1,480	1,710	1,395	4,830	850	3,665	1,440	1,310	3,150	63
64	5,600	3,470	107	590	1,520	1,775	1,460	4,975	880	3,800	1,485	1,365	3,330	64
65	5,800	3,610	107	595	1,565	1,830	1,520	5,105	915	3,925	1,530	1,420	3,530	65
66	6,000	3,750	107	605	1,610	1,890	1,590	5,230	945	4,055	1,580	1,475	3,740	66
67	6,200	3,885	107	610	1,655	1,955	1,665	5,345	975	4,175	1,630	1,525	3,970	67
68	6,405	4,030	106	610	1,700	2,015	1,745	5,440	1,005	4,295	1,675	1,580	4,220	68
69	6,605	4,175	106	615	1,745	2,075	1,820	5,535	1,040	4,420	1,715	1,630	4,480	69
70	6,810	4,330	105	615	1,785	2,135	1,900	5,620	1,070	4,545	1,750	1,685	4,780	70
71	7,020	4,485	105	615	1,825	2,200	1,985	5,690	1,105	4,675	1,780	1,735	5,110	71
72	7,230	4,655	104	615	1,865	2,265	2,080	5,750	1,140	4,805	1,805	1,780	5,480	72
73	7,445	4,830	103	615	1,900	2,335	2,170	5,795	1,175	4,955	1,815	1,820	5,910	73
74	7,670	5,015	103	615	1,935	2,400	2,265	5,845	1,215	5,105	1,830	1,855	6,370	74
75	7,890	5,205	103	610	1,965	2,465	2,370	5,890	1,265	5,280	1,840	1,890	6,890	75
76	8,110	5,410	102	610	1,985	2,540	2,475	5,935	1,315	5,465	1,850	1,910	7,460	76
77	8,340	5,630	103	610	2,000	2,610	2,585	5,980	1,375	5,680	1,855	1,920	8,120	77
78	8,570	5,860	103	615	2,010	2,685	2,705	6,025	1,440	5,920	1,855	1,925	8,890	78
79	8,805	6,100	103	615	2,015	2,760	2,820	6,065	1,500	6,150	1,860	1,925	9,720	79
80	9,045	6,350	103	620	2,020	2,830	2,935	6,090	1,570	6,390	1,860	1,930	10,630	80

（2025年4月現在）　単位：円

＊1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。　＊2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

● ［ – ］・・・お取り扱いできません。　● ［（　）］・・・オプションを含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取り扱いできます。

●基本保障の保険料に各オプションの保険料を加算した金額が合計保険料となります。　● 掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはSOMPOひまわり生命までお問い合わせください。

※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が多くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

月払保険料表（口座振替扱）

女 性　｜　1入院支払限度：40日型　｜　特定疾病診断保険料免除特約なし　｜　入院給付金日額：5,000円／保険期間：終身／保険料払込期間：終身払

契約年齢（歳）	基本保障 入院給付金日額5,000円（手術あり）	基本保障 入院給付金日額5,000円（手術なし）	医療用新先進医療特約	医療用健康回復支援給付特約 5万円	医療用手術増額特約 5万円	医療用入院一時金特約 5万円	医療用通院特約 5,000円 *1	医療用新三大疾病一時金特約 50万円	新三大疾病支払日数無制限特則 5,000円	医療用新がん診断給付特約 50万円	医療用新がん外来治療給付特約 5,000円 *1*2	医療用抗がん剤治療給付特約 5万円	介護一時金特約 100万円	医療用女性疾病入院特約 5,000円	契約年齢（歳）
プラン シンプル			●												
プラン 健康リカバリー			●	●											
プラン 三大疾病重点			●					●	●						
0	(720)	(415)	87	50	250	430	180	–	85	–	–	–	–	265	0
1	(715)	(405)	87	50	255	405	185	–	85	–	–	–	–	270	1
2	(715)	(400)	87	50	260	385	190	–	90	–	–	–	–	275	2
3	(715)	(390)	87	50	265	360	195	–	90	–	–	–	–	280	3
4	(715)	(380)	87	55	270	340	200	–	90	–	–	–	–	285	4
5	(720)	(380)	87	55	275	325	205	–	95	–	–	–	–	290	5
6	(730)	(380)	87	55	280	310	210	465	95	415	135	185	–	295	6
7	(745)	(385)	87	60	290	305	215	475	100	425	140	190	–	305	7
8	(760)	(395)	87	60	295	305	220	485	100	435	145	195	–	310	8
9	(780)	(405)	87	60	300	310	225	495	105	445	150	205	–	320	9
10	(800)	(415)	87	65	310	310	230	505	105	460	155	210	–	325	10
11	(820)	(425)	87	65	315	315	235	520	110	470	160	220	–	335	11
12	(835)	(435)	87	65	325	320	240	535	110	485	165	225	–	345	12
13	(860)	(450)	87	70	335	325	245	550	115	495	165	235	–	355	13
14	(885)	(465)	87	70	345	330	255	565	120	505	170	245	–	365	14
15	(910)	(475)	87	75	355	335	260	580	120	520	175	255	460	375	15
16	(935)	(490)	87	75	365	345	265	595	125	535	180	265	470	385	16
17	(965)	(500)	87	80	375	350	275	615	130	550	185	275	480	395	17
18	(995)	(515)	87	85	385	355	285	635	135	565	195	285	490	410	18
19	1,025	(530)	87	85	395	365	290	650	140	585	200	295	500	420	19
20	1,050	(545)	87	90	405	370	300	670	145	600	210	305	510	430	20
21	1,080	(555)	87	95	420	380	305	690	150	615	215	320	520	440	21
22	1,105	(570)	87	95	430	385	315	715	155	635	225	335	530	450	22
23	1,130	(580)	87	100	440	395	320	740	160	655	235	345	550	455	23
24	1,150	(595)	87	105	450	400	330	760	165	675	245	360	560	465	24
25	1,175	(605)	87	110	455	405	340	785	170	695	255	375	580	465	25
26	1,195	(615)	87	110	460	410	350	810	175	715	265	395	590	470	26
27	1,210	(625)	87	115	465	415	355	830	180	735	275	410	610	470	27
28	1,225	(635)	87	120	470	420	370	860	185	760	285	430	620	470	28
29	1,240	(645)	87	125	475	420	380	885	195	780	295	445	640	470	29
30	1,260	(655)	87	130	475	425	390	910	200	805	310	465	660	470	30
31	1,270	(660)	87	135	480	425	400	940	210	820	320	485	680	470	31
32	1,285	(670)	87	140	480	425	410	965	215	840	330	500	700	470	32
33	1,300	(680)	87	150	485	430	420	990	225	865	340	520	720	465	33
34	1,320	(690)	87	155	485	430	430	1,020	235	885	355	540	740	465	34
35	1,335	(705)	87	160	490	435	440	1,050	245	910	365	560	770	465	35
36	1,355	(720)	87	165	495	440	455	1,075	255	930	380	580	790	470	36
37	1,375	(735)	87	170	495	445	470	1,110	265	955	390	600	820	470	37
38	1,400	(750)	87	180	495	450	480	1,140	275	975	405	620	850	475	38
39	1,425	(770)	87	190	495	455	495	1,165	290	995	415	640	880	480	39
40	1,455	(795)	87	200	505	465	510	1,200	300	1,020	425	660	910	485	40
41	1,485	(820)	87	210	510	475	525	1,230	315	1,040	440	680	950	495	41
42	1,520	(840)	87	220	520	485	540	1,265	330	1,060	450	695	990	500	42
43	1,565	(875)	87	230	530	495	560	1,295	345	1,085	460	710	1,020	515	43
44	1,610	(905)	87	245	540	505	580	1,330	360	1,105	470	725	1,060	525	44
45	1,660	(935)	87	255	550	520	600	1,365	375	1,120	480	740	1,110	540	45
46	1,705	(970)	87	270	565	535	620	1,400	390	1,140	495	750	1,150	550	46
47	1,760	1,005	87	285	575	550	645	1,430	410	1,150	500	755	1,210	565	47
48	1,805	1,040	87	295	590	565	670	1,465	430	1,165	510	760	1,260	580	48
49	1,860	1,080	87	310	605	580	695	1,495	445	1,185	520	765	1,320	595	49
50	1,920	1,120	87	325	620	600	720	1,535	465	1,200	530	775	1,390	610	50
51	1,980	1,155	87	340	635	615	745	1,575	490	1,220	545	780	1,460	625	51
52	2,045	1,200	87	355	655	635	775	1,615	505	1,240	560	785	1,540	645	52
53	2,115	1,245	87	365	670	655	805	1,655	530	1,260	575	790	1,620	665	53
54	2,180	1,290	87	380	690	680	835	1,700	555	1,285	585	800	1,700	685	54
55	2,250	1,340	87	390	710	700	870	1,750	585	1,315	600	805	1,790	710	55
56	2,325	1,390	87	405	730	720	905	1,800	615	1,345	615	815	1,900	730	56
57	2,405	1,445	87	415	750	745	945	1,850	645	1,375	625	825	2,010	755	57
58	2,480	1,495	87	430	770	770	985	1,905	675	1,410	635	835	2,130	780	58
59	2,565	1,555	87	445	795	795	1,030	1,965	710	1,445	645	850	2,260	810	59
60	2,655	1,615	87	460	815	820	1,080	2,025	745	1,480	655	865	2,390	835	60
61	2,745	1,680	87	475	835	840	1,130	2,080	785	1,510	660	875	2,550	865	61
62	2,835	1,745	87	490	860	870	1,175	2,135	820	1,545	665	890	2,720	895	62
63	2,935	1,810	87	500	885	900	1,235	2,195	865	1,575	670	900	2,900	930	63
64	3,040	1,885	87	515	910	930	1,295	2,255	910	1,610	675	915	3,090	965	64
65	3,145	1,965	87	525	935	960	1,355	2,315	960	1,640	675	925	3,310	1,005	65
66	3,260	2,050	87	540	960	995	1,420	2,375	1,015	1,665	675	940	3,550	1,050	66
67	3,385	2,135	87	550	985	1,030	1,485	2,435	1,070	1,690	675	950	3,810	1,095	67
68	3,510	2,235	87	560	1,010	1,070	1,560	2,490	1,135	1,715	670	960	4,100	1,145	68
69	3,635	2,335	87	570	1,035	1,110	1,640	2,550	1,195	1,740	665	975	4,410	1,195	69
70	3,765	2,440	87	575	1,055	1,145	1,725	2,605	1,270	1,760	660	985	4,760	1,260	70
71	3,885	2,540	87	580	1,070	1,180	1,810	2,665	1,355	1,780	655	995	5,140	1,330	71
72	4,010	2,645	87	580	1,080	1,215	1,905	2,725	1,445	1,790	645	1,010	5,580	1,405	72
73	4,125	2,755	87	580	1,085	1,255	2,010	2,785	1,545	1,805	635	1,020	6,060	1,490	73
74	4,245	2,865	87	580	1,095	1,290	2,110	2,835	1,655	1,815	630	1,030	6,580	1,585	74
75	4,365	2,980	87	580	1,095	1,330	2,210	2,895	1,775	1,830	625	1,040	7,150	1,690	75
76	4,475	3,095	87	580	1,100	1,365	2,315	2,945	1,900	1,850	620	1,050	7,780	1,800	76
77	4,595	3,210	87	580	1,100	1,405	2,415	3,000	2,040	1,875	615	1,060	8,490	1,920	77
78	4,715	3,335	87	580	1,100	1,440	2,505	3,050	2,195	1,900	615	1,070	9,310	2,060	78
79	4,830	3,460	87	580	1,100	1,480	2,605	3,095	2,365	1,920	615	1,080	10,180	2,215	79
80	4,950	3,585	87	580	1,100	1,515	2,705	3,140	2,545	1,940	615	1,085	11,120	2,400	80

＊1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。　＊2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

（2025年4月現在）　単位：円

● [ー]・・・お取り扱いできません。　● [( )]・・・オプションを含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取り扱いできます。

●基本保障の保険料に各オプションの保険料を加算した金額が合計保険料となります。　● 掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはSOMPOひまわり生命までお問い合わせください。

※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が多くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

月払保険料表（口座振替扱）

女 性　｜　1入院支払限度：40日型　｜　特定疾病診断保険料免除特約あり　｜　入院給付金日額：5,000円／保険期間：終身／保険料払込期間：終身払

契約年齢（歳）	基本保障 入院給付金日額5,000円（手術あり）	基本保障 入院給付金日額5,000円（手術なし）	特則・特約 医療用新先進医療特約	医療用健康回復支援給付特約 5万円	医療用手術増額特約 5万円	医療用入院一時金特約 5万円	医療用通院特約 5,000円 *1	医療用新三大疾病一時金特約 50万円	新三大疾病支払日数無制限特則 5,000円	医療用新がん診断給付特約 50万円	医療用新がん外来治療給付特約 5,000円 *1*2	医療用抗がん剤治療給付特約 5万円	介護一時金特約 100万円	医療用女性疾病入院特約 5,000円
プラン シンプル			●											
プラン 健康リカバリー			●	●										
プラン 三大疾病重点			●					●	●					
0	(840)	(490)	92	55	290	475	225	–	120	–	–	–	–	310
1	(820)	(470)	91	55	285	445	225	–	115	–	–	–	–	310
2	(810)	(455)	91	55	290	420	225	–	115	–	–	–	–	310
3	(805)	(445)	91	55	295	390	230	–	120	–	–	–	–	315
4	(805)	(440)	91	55	300	370	235	–	120	–	–	–	–	320
5	(810)	(435)	91	60	305	355	240	–	120	–	–	–	–	325
6	(820)	(440)	91	60	310	345	245	520	125	460	155	210	–	335
7	(830)	(445)	91	60	315	340	250	535	125	470	160	215	–	340
8	(850)	(455)	91	65	325	340	255	545	130	485	165	225	–	350
9	(870)	(465)	91	65	330	340	260	560	135	495	165	230	–	360
10	(895)	(475)	91	65	340	345	270	575	135	505	165	240	–	365
11	(915)	(490)	91	70	350	350	275	590	140	515	175	250	–	375
12	(945)	(500)	91	70	360	355	285	605	145	530	180	255	–	390
13	(970)	(510)	91	75	370	360	290	625	150	545	185	265	–	400
14	(995)	(525)	91	75	380	370	300	640	155	560	190	275	–	410
15	1,025	(545)	91	80	390	375	305	660	160	575	195	285	600	420
16	1,060	(560)	91	80	400	385	315	680	165	595	205	300	610	435
17	1,095	(580)	92	85	415	390	325	705	165	615	210	310	630	450
18	1,130	(595)	92	85	425	400	335	725	170	630	220	325	640	465
19	1,160	(615)	92	90	440	410	345	750	180	650	230	335	660	475
20	1,195	(635)	92	95	455	420	355	775	185	675	240	350	680	490
21	1,230	(655)	92	100	465	430	370	800	195	695	250	365	700	500
22	1,265	(670)	92	100	480	440	380	825	200	715	260	380	720	510
23	1,300	(690)	93	105	495	450	390	855	210	740	270	400	740	520
24	1,335	(705)	93	110	500	460	400	885	220	765	280	415	760	530
25	1,365	(725)	93	115	510	465	415	915	230	790	290	435	780	540
26	1,395	(740)	93	120	520	475	425	945	235	815	305	455	810	545
27	1,420	(755)	94	125	525	480	440	980	245	835	315	475	830	550
28	1,445	(770)	94	130	530	485	455	1,010	255	865	330	495	860	555
29	1,470	(785)	94	135	540	495	470	1,045	265	890	345	510	890	555
30	1,490	(800)	95	140	545	495	485	1,080	275	920	355	535	920	560
31	1,515	(815)	95	145	550	500	495	1,115	285	945	370	555	950	565
32	1,540	(825)	95	150	555	505	505	1,150	300	975	385	580	970	565
33	1,565	(840)	96	160	560	505	520	1,180	310	1,000	400	605	1,000	565
34	1,590	(855)	96	165	565	515	535	1,215	325	1,030	415	630	1,030	570
35	1,615	(875)	96	170	570	520	550	1,250	340	1,060	430	655	1,060	575
36	1,645	(895)	97	175	575	525	570	1,290	350	1,085	440	680	1,100	580
37	1,675	(920)	97	185	580	535	585	1,325	365	1,115	455	705	1,130	585
38	1,710	(945)	98	195	585	540	605	1,365	380	1,145	470	730	1,170	590
39	1,745	(970)	98	205	595	550	625	1,405	400	1,165	485	750	1,210	600
40	1,785	1,000	98	215	600	565	645	1,445	415	1,190	495	775	1,250	610
41	1,820	1,030	99	225	610	575	665	1,480	430	1,215	510	795	1,290	625
42	1,870	1,065	99	235	620	590	690	1,520	450	1,245	525	815	1,340	635
43	1,920	1,100	99	250	635	605	710	1,560	465	1,265	535	830	1,380	655
44	1,975	1,135	99	260	645	620	730	1,600	485	1,290	550	845	1,430	670
45	2,030	1,170	100	275	660	635	755	1,640	500	1,315	560	860	1,480	685
46	2,085	1,210	100	290	675	650	780	1,675	520	1,330	570	870	1,530	700
47	2,135	1,245	101	305	685	670	805	1,715	540	1,350	585	880	1,590	715
48	2,195	1,285	101	320	700	685	830	1,750	560	1,370	595	885	1,640	730
49	2,255	1,330	102	335	720	705	855	1,790	585	1,390	605	890	1,700	745
50	2,315	1,370	102	350	735	720	885	1,820	605	1,405	615	895	1,770	765
51	2,385	1,415	103	360	750	740	915	1,865	630	1,425	630	905	1,840	785
52	2,455	1,465	103	375	770	765	950	1,910	655	1,445	645	910	1,920	805
53	2,520	1,510	104	390	790	785	980	1,955	685	1,470	660	915	2,010	820
54	2,595	1,560	104	400	810	810	1,020	2,005	710	1,490	675	925	2,100	845
55	2,675	1,615	105	415	825	825	1,055	2,055	740	1,520	690	930	2,200	870
56	2,755	1,670	105	430	845	850	1,095	2,110	775	1,550	705	940	2,300	895
57	2,835	1,725	106	445	865	875	1,135	2,160	805	1,585	715	955	2,410	920
58	2,920	1,785	106	455	890	900	1,180	2,220	835	1,620	725	970	2,530	950
59	3,010	1,845	107	470	910	930	1,225	2,285	875	1,655	735	980	2,660	980
60	3,105	1,910	107	485	935	955	1,275	2,345	915	1,695	745	995	2,800	1,010
61	3,200	1,975	107	495	960	985	1,330	2,405	955	1,730	755	1,005	2,960	1,045
62	3,300	2,045	107	510	985	1,015	1,390	2,465	1,000	1,765	760	1,020	3,120	1,080
63	3,410	2,125	107	530	1,015	1,045	1,450	2,530	1,050	1,800	765	1,035	3,310	1,115
64	3,515	2,200	107	545	1,040	1,075	1,510	2,590	1,100	1,830	765	1,045	3,510	1,150
65	3,630	2,280	107	560	1,065	1,110	1,575	2,655	1,150	1,855	770	1,060	3,720	1,195
66	3,750	2,375	107	570	1,090	1,145	1,645	2,715	1,205	1,890	765	1,070	3,970	1,240
67	3,875	2,465	107	580	1,120	1,180	1,720	2,775	1,265	1,915	765	1,080	4,230	1,285
68	4,010	2,570	106	590	1,145	1,220	1,800	2,830	1,330	1,935	755	1,090	4,520	1,340
69	4,140	2,675	106	600	1,165	1,260	1,875	2,890	1,405	1,955	750	1,105	4,850	1,400
70	4,270	2,785	105	605	1,185	1,300	1,965	2,950	1,480	1,975	740	1,115	5,190	1,465
71	4,405	2,890	105	610	1,200	1,340	2,060	3,010	1,570	1,990	735	1,125	5,580	1,535
72	4,530	3,005	104	615	1,210	1,380	2,160	3,075	1,670	2,010	725	1,135	6,010	1,620
73	4,660	3,120	103	615	1,215	1,420	2,275	3,135	1,780	2,020	715	1,150	6,490	1,715
74	4,785	3,240	103	615	1,225	1,460	2,390	3,195	1,900	2,035	710	1,155	7,020	1,815
75	4,920	3,370	103	615	1,230	1,500	2,500	3,260	2,030	2,060	700	1,165	7,610	1,935
76	5,060	3,500	102	615	1,235	1,540	2,615	3,325	2,175	2,085	695	1,180	8,270	2,060
77	5,200	3,645	103	615	1,240	1,585	2,735	3,390	2,335	2,115	695	1,195	9,030	2,200
78	5,350	3,790	103	620	1,245	1,635	2,845	3,450	2,515	2,145	695	1,210	9,920	2,360
79	5,495	3,945	103	620	1,245	1,680	2,965	3,515	2,715	2,180	700	1,220	10,870	2,540
80	5,655	4,105	103	625	1,250	1,730	3,085	3,585	2,925	2,210	700	1,235	11,910	2,760

（2025年4月現在）　単位：円

＊1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。　＊2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

● ［－］・・・お取り扱いできません。　● ［（　）］・・・オプションを含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取り扱いできます。

●基本保障の保険料に各オプションの保険料を加算した金額が合計保険料となります。　● 掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはSOMPOひまわり生命までお問い合わせください。

※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が多くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1．引受保険会社の名称と連絡先等

■ 名　　称　ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社

■ 連　絡　先　ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンター　0120-563-506
受付時間　月曜日～金曜日 9：00 ～ 18：00　土曜日 9：00 ～ 17：00
（日曜日、祝日および 12/31 ～ 1/3 は営業しておりません）

■ 公式ウェブサイト　https://www.himawari-life.co.jp/

2．商品の特徴と仕組み

保険商品の名称

健康をサポートする医療保険 健康のお守り（医療保険（ＭＩ－０１）Ｂ型）

商品の特徴

病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を一生涯にわたり確保できます。

仕組図

＜ご契約例＞
・終身タイプ（保険期間：終身）
・死亡保険金不担保特則付加
・ご契約年齢：40 歳（男性）
・医療保険（MI-01）B 型・60 日型
・保険料払込期間：終身払
・入院給付金日額：10,000 円

疾病入院給付金（病気による入院）＊1	1日につき 10,000円 × 入院日数	一生涯保障
災害入院給付金（ケガによる入院）＊1	1日につき 10,000円 × 入院日数	一生涯保障
手術給付金（病気・ケガによる手術）＊2	内容により 1回につき 40・20・10・5万円（入院給付金日額の 40・20・10・5倍）	一生涯保障

▲40歳 → 保険期間・保険料払込期間 → 終身

●手術給付金のないタイプもあります。
＊1　日帰り入院（入院基本料のお支払いの有無や医療機関の病床登録有無等を参考に判断します）を含みます。
＊2　病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術が対象です。

ご注意ください

責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症＊を直接の原因として入院した場合には、疾病入院給付金をお支払いできません。
＊責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

ご注意ください

・お客さまのご契約の入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3．保障内容

商品に関する事項

給付金等のお支払いについて

お支払事由	疾病入院給付金	病気により入院＊した時
	災害入院給付金	ケガにより入院＊した時
	手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療を受けた時 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた時
	死亡保険金	ありません
保険料払込免除対象となる事由	・所定の高度障害状態に該当 ・ケガにより所定の身体障害状態に該当	

＊日帰り入院（入院基本料のお支払いの有無や医療機関の病床登録有無等を参考に判断します）を含みます。
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術給付金の支払額について

・手術給付金の支払額は入院給付金日額に下表の倍率を乗じた金額です。
・手術給付金不担保特則を付加した場合には、手術給付金はありません。

対象となる手術等				入院給付金日額に乗じる倍率	支払限度
公的医療保険対象の手術＊1 次に該当する手術は対象外です。 ○診断・検査等治療を直接の目的としない手術 ○創傷処理 ○皮膚切開術 ○デブリードマン ○骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術 ○抜歯手術 ○鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術（両側）および鼻甲介切除術（高周波電気凝固法によるもの）	①	○開頭手術（穿頭術は除く→④へ） ○四肢切断術（手指・足指は除く→④へ） ○脊髄腫瘍摘出術 ○心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の移植手術＊2		40倍	回数は 無制限 ＊3
	②	○開胸・開腹手術 （以下は除く ・胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術→③へ ・帝王切開娩出術→④へ）	○がんに対する手術 ○心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術	40倍	
			上記に該当しない手術	20倍	
	③	○胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術		20倍	
	④	①～③に該当しない手術	入院中に受けた手術	10倍	
			外来で受けた手術	5倍	
先進医療＊4に該当する手術 ○先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は対象外です。				10倍	
公的医療保険対象の放射線治療＊1 先進医療＊4に該当する放射線照射または温熱療法				10倍	
造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術＊5				20倍	2回まで

＊1「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。（歯科で受けた手術などであっても、医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されている手術などはお支払い対象となります。）
＊2 臓器の移植に関する法律に沿ったものに限ります。また、提供者側は対象外です。
＊3 「手術給付金」の支払限度の例外
・手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術（網膜光凝固術等）や、放射線治療（照射）・温熱療法を複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
・手術料が1日につき算定される手術（人工心肺等）を複数回受けた場合は、手術を受けた初日のみお支払いします。
＊4 厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
＊5 責任開始日（復活日）から起算して1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となります。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

4．付加できる特則・特約

■ あらかじめ付加されている特則

●死亡保険金不担保特則
死亡しても死亡保険金のお支払いはありません。
ただし、解約返戻金がある場合には、契約者に解約返戻金をお支払いします。
解約返戻金は次の通りです。

保険料払込期間中	保険料払込期間満了後
解約返戻金はありません。	入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。 ただし、全ての保険料のお払い込みが必要です。

■ 付加を選択できる特約・特則

新三大疾病支払日数無制限特則〈疾病入院給付金〉

新三大疾病＊により入院した場合、その入院が疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数を超えて継続しても、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。

＊新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。

手術給付金不担保特則

手術を受けた場合も、手術給付金のお支払いはありません。

医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）〈健康回復支援給付金〉

高血圧症、脂質異常症、高血糖症のいずれかの治療を目的とした投薬治療を受けられた時、健康回復支援給付金をお支払いします。（健康回復支援給付金のお支払いは1回限りです。健康回復支援給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します。）

医療用入院一時金特約〈入院一時金〉

病気やケガによる入院をした時、入院一時金をお支払いします。
疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院に限ります。
（1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限度です。
入院を2回以上した場合で、それらの入院が主契約の規定により1回の入院とみなされる時も入院一時金のお支払いは1回限度です。）

ご注意ください

責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症＊を直接の原因として入院した場合には、入院一時金をお支払いできません。
＊責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

医療用女性疾病入院特約〈女性疾病入院給付金〉

女性特定疾病＊による入院をした時、女性疾病入院給付金をお支払いします。
（1回の入院の支払限度日数は主契約と同一、通算支払限度は無制限です。）

＊子宮筋腫等の女性特有の病気、膀胱炎等の女性にも多い病気、全てのがんをいいます。

医療用新三大疾病一時金特約〈がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金〉

がんの診断確定（2 回目以降はがんによる入院）、心疾患または脳血管疾患による入院をした時、それぞれがん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金をお支払いします。
（いずれも直前のお支払事由該当から 1 年以上経過し入院した場合には一時金をお支払いします。）

※新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。

ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

医療用新先進医療特約〈先進医療給付金〉

先進医療による療養を受けられた時、先進医療にかかわる技術料相当額の先進医療給付金をお支払いします。
（支払額を通算して2,000万円限度です。通算支払額が2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。）

※ 厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
※ 被保険者が、既にＳＯＭＰＯひまわり生命で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約等）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

医療用手術増額特約〈手術増額給付金〉

病気やケガにより所定の手術等を受けられた時、手術増額給付金をお支払いします。

※主契約に手術給付金不担保特則を付加した場合のみ取扱い可能です。主契約入院給付金日額の10倍以内で設定してください。

医療用通院特約〈疾病通院給付金・災害通院給付金〉

病気やケガで入院し、その退院日の翌日からその日を含めて 180 日以内に通院した時、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。
（1 回の入院に対する通院につき 30 日限度です。）
（病気・ケガによる通院をそれぞれ通算 1,000 日まで保障。ただし疾病通院給付金は三大疾病＊による通院の場合、通算支払限度を超えてお支払いします。）
（疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合で、その入院の原因となった疾病やケガの治療を目的とした通院に限ります。）

＊三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

医療用新がん診断給付特約〈がん診断給付金〉

次の場合、がん診断給付金をお支払いします。
1 回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定された時
2 回目以降：被保険者の生存中に、直前のお支払事由該当から 1 年経過後、新たにがんと医師により診断確定された時（再発・転移を含む）

ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

医療用新がん外来治療給付特約〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間＊中に医師の治療処置を伴う外来治療（往診を含む）を受けられた時、がん外来治療給付金をお支払いします。
＊外来治療期間は医療用新がん診断給付特約のがん診断給付金のお支払事由に該当した時から1年です。（1年に120日限度）

ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

医療用抗がん剤治療給付特約〈抗がん剤治療給付金・自由診療抗がん剤治療給付金〉

所定の抗がん剤による治療を受けられた時、抗がん剤治療給付金をお支払いします。
また、自由診療による所定の抗がん剤治療＊を受けられた時、自由診療抗がん剤治療給付金をお支払いします。
（12 ヵ月限度）
＊自由診療による所定の抗がん剤治療とは、所定の先進医療による療養、患者申出療養、厚生労働大臣承認の抗がん剤治療、欧米で承認された所定の抗がん剤治療をいいます。（ただし、抗がん剤治療給付金のお支払い対象となる抗がん剤治療を除きます。）

ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して 90 日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病＊により所定の事由に該当した時、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

＊悪性新生物（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。）、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。

介護一時金特約〈介護一時金〉

次のいずれかに該当した時、介護一時金をお支払いします。（介護一時金のお支払いは 1 回限りです。）
（1）公的介護保険制度により要介護 1 以上と認定された時
（2）満 65 歳未満の被保険者が所定の要介護状態＊に該当し、その状態が 180 日以上継続したと医師により診断確定された時
（3）所定の高度障害状態に該当した時

〇介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。
〇介護一時金が支払われる場合、ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。
＊「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護 1 以上に相当するＳＯＭＰＯひまわり生命が定める状態を指します。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めた時は指定代理請求人が請求できます。

いずれの特則・特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご注意ください

金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約、保険金額等が異なる場合があります。

5．お取り扱いについて

<table>
<tr><td>契約年齢範囲</td><td>0歳～満80歳（保険料払込期間等により異なります）</td></tr>
<tr><td>保険期間</td><td>終身</td></tr>
<tr><td>入院給付金日額</td><td>3,000 円～ 20,000 円（お仕事の内容等により異なります）</td></tr>
<tr><td>入院給付金のお支払限度の型とお支払限度</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">お支払限度の型</td><td colspan="2">1 回の入院（＊1）</td><td colspan="2">保険期間を通じて（通算）</td></tr>
<tr><td>疾病入院給付金</td><td>災害入院給付金</td><td>疾病入院給付金</td><td>災害入院給付金</td></tr>
<tr><td>40 日型</td><td>40 日</td><td>40 日</td><td rowspan="2">1,000 日
ただし、新三大疾病（＊2）による入院については、通算支払限度を超えてお支払いします。</td><td rowspan="2">1,000 日</td></tr>
<tr><td>60 日型</td><td>60 日</td><td>60 日</td></tr>
</table>
（＊1）入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、それぞれ以下のお取り扱いとなります。
・疾病入院給付金については、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、同一の病気（医学上重要な関係があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めた時を含みます。）やケガで２回以上入院した時は、1回の入院とみなします。
・災害入院給付金については、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に同一の事故を原因としたケガで2回以上入院した時は、1回の入院とみなします。
（＊2）新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。
</td></tr>
<tr><td>責任開始期</td><td>●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払）
①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。
②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合
お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、告知と第１回保険料（相当額）のお払い込みが共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。
●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払）
お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できた時から保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションが全て完了した日が責任開始日となります）。
●主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症＊を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
＊責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。
●以下の特約の保障の開始は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して 90 日経過後」となります。（がんに対する保障の開始）
・医療用新三大疾病一時金特約におけるがんに対する保障
・医療用新がん診断給付特約におけるがんに対する保障
・医療用新がん外来治療給付特約におけるがんに対する保障
・医療用抗がん剤治療給付特約におけるがんに対する保障
・医療用特定疾病診断保険料免除特約における乳がんに対する保障</td></tr>
<tr><td>契約日</td><td>月払　　：責任開始日の属する月の翌月１日＊
半年払・年払：責任開始日と同日
＊責任開始日の翌日から翌月１日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱、クレジットカード扱共通）</td></tr>
<tr><td>選択区分</td><td>告知書扱（医師による診査は必要ありません）
※ただし、同時申込で他の選択区分による契約がある場合を除きます。</td></tr>
</table>

■ 1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

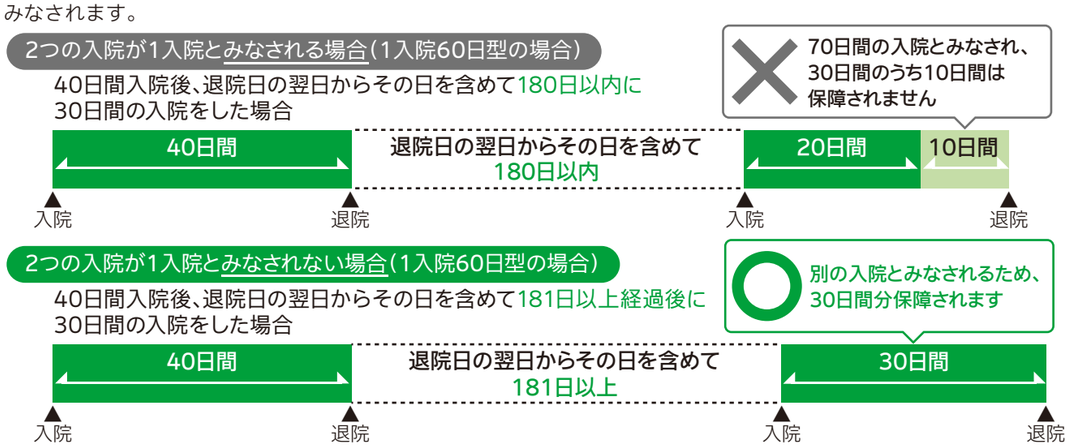

6．保険料について

保険料払込期間	終身払、短期払（55 歳～ 85 歳払済（5 歳刻み）、5 年払済・10 年払済）
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱
最低保険料	1,000 円（月払・半年払・年払共通） ただし、契約年齢が 16 歳以上で入院給付金日額が5,000 円未満の場合は1,600 円となります。
前納	●将来お払い込みいただく予定の保険料の全部を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の割り引きがあります。 ●年払契約かつ短期払契約において 15 年以上の保険料払込期間を要します。 ●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分（未経過分保険料）があれば払い戻します。

7．契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8．解約返戻金について

●死亡保険金不担保特則が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の 10 倍の解約返戻金があります（全ての保険料のお払い込みが必要です）。

※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

●特則・特約には、解約返戻金はありません。

9．預金等との違いについて

本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。

10．費用について

保険料の一部は保険金のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理の経費等）にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」の他、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1．お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて 15 日以内（郵便消印日付）です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第 1 回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した書面＊1 に自署しＳＯＭＰＯひまわり生命の支社もしくは本社＊2 あてに郵便で発信、または、電磁的記録＊3 によりお申し出ください。

＊1　書面の書式例

20 ○○年○月○日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：○○ ○○　（親権者：○○ ○○）
生年月日：○○○○年○月○日
住所：○○県○○市○○町○－○－○
申込番号または証券番号：○○○○○
保険料返戻口座：○○銀行○○支店　普通○○○○○○○
口座名義人：○○ ○○

＊2　本社送付先
〒107-8691 日本郵便株式会社 赤坂郵便局 私書箱第28号
ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社

＊3　電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。ＳＯＭＰＯひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
■URL　https://www.himawari-life.co.jp/contact/

ご注意ください

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。
・ＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2．健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
・ご契約にあたっては、所定の告知書等でＳＯＭＰＯひまわり生命がお尋ねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。＊1
・告知受領権はＳＯＭＰＯひまわり生命およびＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

＊1 ご契約内容によって、ＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から 2 年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
また、2 年経過後も、給付金等のお支払事由が 2 年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。＊2

＊2　募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めた時には解除しません。
ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金等のお支払い

ご契約を解除した時には、給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。＊3

＊3　給付金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない時は、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

ＳＯＭＰＯひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。＊4

＊4 引受範囲を拡大した商品もあります。

ご契約内容の確認について

ＳＯＭＰＯひまわり生命の確認担当職員またはＳＯＭＰＯひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、お申し込み内容について確認させていただく場合があります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3．保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時＊1

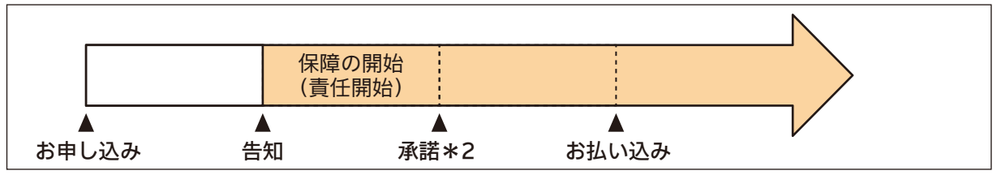

「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第 1 回保険料（相当額）のお払い込みが共に完了した時

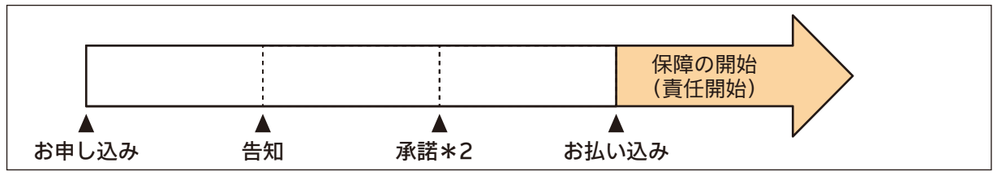

「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）が共に完了した時

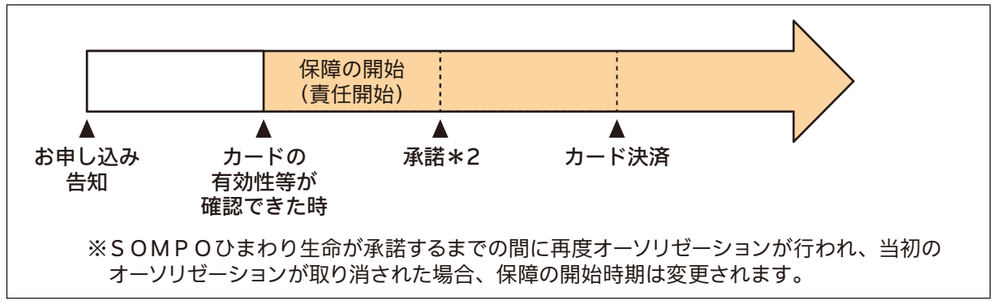

※ＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

＊1 ご契約のお申し込みが完了した時とは、ＳＯＭＰＯひまわり生命またはＳＯＭＰＯひまわり生命の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

＊2 募集人は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからのお申し込みをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。

ご注意ください

特約によっては、主契約の責任開始期からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、所定の疾病に関して、一定の期間保障しないものがあります。
詳しくは、「契約概要」をご確認ください。

ご注意ください

主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症＊を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
＊責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

4．給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできないことがあります。

給付金等をお支払いできない場合

①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
②給付金等の免責事由＊1に該当した場合
③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
④重大事由＊2によりご契約が解除された場合
⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があってご契約が無効になった場合（この場合、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第 1 回保険料が猶予期間満了日（詳しくは「5.保険料のお払い込みについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

＊1 主な免責事由
ア．責任開始日から 3 年以内の被保険者の自殺
イ．ご契約者・被保険者・受取人の故意、ご契約者･被保険者の重大な過失
ウ．被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

＊2 重大事由
・給付金等を詐取する目的で事故を起こした時
・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力＊に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められる時
＊反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後 5 年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
・給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった時
・他の保険契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある時
・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があった時

詳しくはご契約のしおり「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

ご注意ください

主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症＊を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
＊責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

5. 保険料のお払い込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第１回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第１回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

・第１回保険料の払込猶予期間満了日までに第１回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。

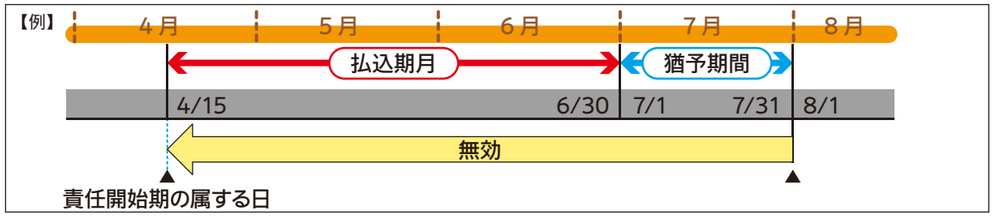

ご注意ください

以下の場合は、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

・第１回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
・第１回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年（半年）単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで＊

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。
＊ 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

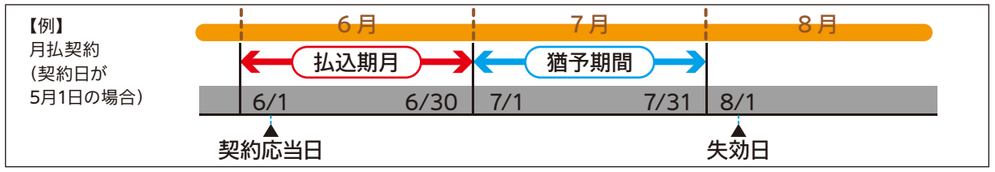

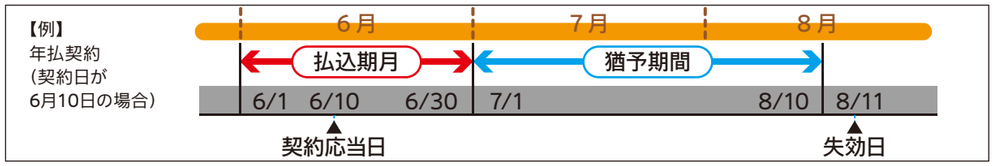

ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後１年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知または診査と、お払い込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払い込みが必要となります。
ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数等によっても異なります。
特に、ご契約後短期間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

解約返戻金あり	・死亡保険金不担保特則を付加した医療保険（MI-01）の保険料払込期間満了後
解約返戻金なし	・死亡保険金不担保特則を付加した医療保険（MI-01）（保険料払込期間中） ※保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。 ・新三大疾病支払日数無制限特則 ・医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型） ・医療用入院一時金特約 ・医療用女性疾病入院特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・医療用新先進医療特約 ・医療用手術増額特約 ・医療用通院特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 ・医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・介護一時金特約

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へお申し込みされること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たなご契約のお引き受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。
例えば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

給付金等のお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から３年以内の自殺、責任開始期前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
（例）手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違

ご注意ください

主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症＊を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
＊責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たにがんにかかわる特約の付加をご検討されている方は、ご注意ください。

- 「がん」「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90 日経過後」に開始される特約があります。
- 特約の種類によっては、がんにかかわる特約の保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

新たなご契約に付加したがんにかかわる特約が無効になった場合で、すでに解約したがんにかかわる保障を含むご契約がある場合の取り扱い

○新たに締結した次のがんにかかわる特約（以下「対象特約」といいます。）について、その保障開始前に「がん」と診断確定され、無効となる場合、既に解約したご契約（以下「旧契約」といいます。）がＳＯＭＰＯひまわり生命所定の条件に該当する時には、ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める取扱条件の範囲内で、旧契約の解約をなかったものとして、旧契約の保険金・給付金等のお支払事由の対象とすることができます。

＜がんにかかわる特約＞
- 医療用新がん診断給付特約
- 医療用抗がん剤治療給付特約
- 医療用新三大疾病一時金特約
- 医療用新がん外来治療給付特約

○旧契約の解約をなかったものとする場合、新たに締結したご契約全体が無効となります。
なお、本取り扱いを行わず、対象特約のみを無効とし、それ以外の特約および主契約を継続することもできます。
○対象特約を中途付加した場合には、本取り扱いの対象にはなりません。

＜旧契約の解約をなかったものとする場合のイメージ図＞

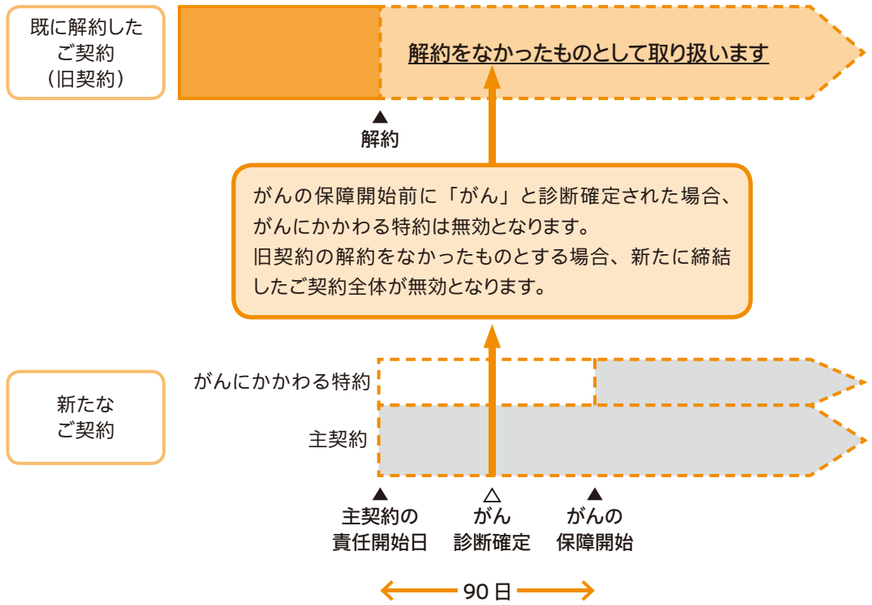

旧契約の解約をなかったものとする条件

○旧契約が次の条件に該当する場合、旧契約の解約をなかったものとすることができます。
- 新たなご契約と旧契約の被保険者が同一の場合
- 旧契約の解約日が、新たなご契約の責任開始日の前日から対象特約のがんの保障に対する責任開始日の前日までにあるご契約（ただし、解約日時点で失効しているご契約を除きます）

・旧契約がＳＯＭＰＯひまわり生命の次の保険種類の場合（旧日本興亜生命でご契約いただいていたものを含みます。）

がん保険	・がん保険 ・がん保険（０１） ・無解約返戻金型女性用がん診断保険 ・終身がん保険（Ｃ２）（がん治療給付型）	・日額増減型がん保険 ・がん保険（２０１０） ・終身がん保険（Ｃ１） ・終身がん保険（Ｃ３）（がん診断給付型）
医療保険	・医療保険 ・日額増減型医療保険 ・医療保険（ＭＩ－０１）	・医療保険（０８） ・医療保険（２０１４）
	次の特約を付加している場合に限ります。 ・がん診断給付金特約（医療保険） ・特定疾病診断給付金特約（Ｍ０８） ・医療用がん診断給付特約 ・医療(０８)用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約	・特定疾病診断給付金特約（医療保険） ・医療(０８)用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療(０８)用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約

旧契約の解約をなかったものとした場合のお取り扱い

○旧契約について、未払込保険料等＊がある時は、ご契約者は、ＳＯＭＰＯひまわり生命の指定した日までに払い込んでください。

＊旧契約の解約の際に支払われた解約返戻金や払い戻された保険料等を含みます。なお、旧契約の解約の際に保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金の返済にあてるため解約返戻金から差し引かれた金額がある場合、ご契約者から別段のお申し出がない時は、差引後の金額をお払い込みいただきます。

○新たなご契約に対して既に払い込まれた保険料はご契約者に返還します。

○新たなご契約と旧契約のご契約者が異なる時は、旧契約の解約日の翌日に、保険契約上の一切の権利義務が新たなご契約のご契約者に承継されたものとして取り扱います。

○新たなご契約の給付金の受取人（指定代理請求人を含みます。）が旧契約の受取人等と異なる時は、旧契約の解約日の翌日に、受取人等は新たなご契約の受取人等に変更されたものとして取り扱います。

○新たなご契約と被保険者を同一とする他のご契約が締結された場合で、旧契約の解約をなかったものとするお取り扱いにより旧契約と他のご契約とを合算した給付金額等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める限度を超えることとなる時は、旧契約の給付金額の減額等をする場合があります。また、旧契約の解約をなかったものとするお取り扱いをしない場合があります。

○次の場合は、旧契約の解約をなかったものとするお取り扱いはしません。
・旧契約の未払込保険料等が払い込まれなかった場合
・新たなご契約について、重大事由による解除、詐欺による取り消しまたは不法取得目的による無効の原因となる事由が生じていた場合

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL 03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00 ■ ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、速やかにＳＯＭＰＯひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、給付金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

①お支払事由が生じた時
②お支払いの可能性があると思われる時
③ご不明な点がある時＊

＊ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

ご注意ください

ＳＯＭＰＯひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めた時は、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

ＳＯＭＰＯひまわり生命の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。
ご連絡先は、注意喚起情報「12．お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

給付金等の税法上のお取り扱い

給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条　件	非課税扱の範囲
入院給付金 手術給付金 健康回復支援給付金 入院一時金 がん一時金 心疾患一時金 脳血管疾患一時金 先進医療給付金 手術増額給付金 通院給付金 がん診断給付金 がん外来治療給付金 抗がん剤治療給付金 自由診療抗がん剤治療給付金 介護一時金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。＊
対象となる保険料は 1 月から 12 月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。ＳＯＭＰＯひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告の時まで大切に保管してください。

＊ この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

ご注意ください

税務の取り扱い等については、2024年10月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

11. 個人情報のお取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正なお取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。
①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、本人確認
②再保険契約の締結、再保険金の請求
③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供＊1
④ＳＯＭＰＯひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
⑤その他保険に関連・付随する業務等＊1

＊1　お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、次の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）を第三者に提供することはありません。
また、ＳＯＭＰＯひまわり生命は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）をこれらの者から提供を受けることがあります。
なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
③法令に基づく場合
④ＳＯＭＰＯひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
⑤ＳＯＭＰＯひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度＊2 および支払査定時照会制度 ＊3 に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

＊2 「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」もあわせてご確認ください。
＊3 「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

ＳＯＭＰＯひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、ＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

ＳＯＭＰＯひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等についてはＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイト（https://www.himawari-life.co.jp/）をご覧いただくか、個人情報開示請求受付窓口＊4までお問い合わせください。

＊4　電話番号0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命窓口

ＳＯＭＰＯひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のＳＯＭＰＯひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

〇契約者ご本人さま（給付金等のご請求は受取人さま）からお願いします。
〇お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
■お手続き、お問い合わせ全般 お手続き例 ① 保険金・給付金のご請求　⑤ 保険料振替口座の変更 ② 転居、町名変更、通信先変更　⑥ ご契約内容の変更、解約 ③ 名義変更、受取人変更、改姓　⑦ ご契約内容のお問い合わせ ④ 保険証券紛失　⑧ その他お手続き	カスタマーセンター 0120-563-506 月曜日～金曜日　9：00～18：00 土曜日　9：00～17：00
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療を既に受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等は行いません。	先進医療請求デスク 0120-665-780 月曜日～金曜日　9：00～18：00
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口 0120-273-211 月曜日～金曜日　9：00～18：00

※ 日曜日、祝日および12 月31 日～ 1 月3 日は営業しておりません。
※ 携帯電話からも通話が可能です。

〇ＳＯＭＰＯひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/

生命保険相談所（（一社）生命保険協会）

〇本商品に係る指定紛争解決（ＡＤＲ）機関は（一社）生命保険協会です。
〇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
〇生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

（一社）生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/

MEMO

保険料クレジットカード払のご案内

クレジットカード払をご利用いただける条件

- ご契約者さまが個人
- 保険料のお払込方法が月払・半年払・年払
- 1契約あたりの1回分保険料が10万円以下
- **クレジットカード名義人がご契約者さまご本人**

※クレジットカードのお支払方法は「1回払」のみとなります。リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等はご利用いただけません。
※オーソリゼーションが完了した場合であっても、ご利用条件を満たしていない場合、払込方法をクレジットカード払以外に変更いただくか、申込内容を訂正いただく場合がございます。
※前納保険料のお支払いにはご利用いただけません。

ご利用いただけるクレジットカード

VISA　JCB　AMERICAN EXPRESS　Diners Club INTERNATIONAL

これらのマークのある**ご契約者さまご本人名義**のクレジットカードをご利用いただけます。

※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。
※有効期限が翌月以降のクレジットカードをご登録ください。

クレジットカード払ご利用時にご留意いただきたいこと

- 同一クレジットカードで2件以上のご契約の保険料をお支払いいただく場合は、お払い込みの順序を指定できません。また、クレジットカード会社からのご利用明細書上は、ご契約単位で別々に表示されます。
- クレジットカード支払口座からの保険料の引き落としは、通常、保険料払込期月の翌月に行われます（クレジットカード会社により異なります）。したがいまして、ご契約を解約された場合でも、既にクレジットカード決済（保険料払込期月の20日）された分の保険料は、解約手続き完了後にクレジットカード支払口座から引き落とされる場合があります。
- クレジットカードを解約された場合でも、ＳＯＭＰＯひまわり生命からクレジットカード会社への決済請求依頼のタイミングによっては、後日クレジットカード支払口座から保険料が引き落とされる場合があります。
- ご契約成立後にクレジットカードの有効期限更新のお手続きが必要なお客さまへは事前案内を送付しますので、再登録手続きをお願いします。手続きをされなかった場合、保険料の決済ができず、ご契約の効力が失われる可能性がありますのでご注意ください。
- 一定期間保険料の引き落としができず、ご契約が失効した場合、ご登録されたクレジットカード情報は削除いたします。そのため、ご契約を復活される場合は、所定の復活手続きとあわせて、再度クレジットカードをご登録いただく必要があります。
- お客さまの個人情報のお取り扱いにつきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

クレジットカード情報の登録方法

1

申込書控えをお手元にご用意いただき、ご契約者さまより、『クレジットカード登録センター』にお電話ください。

クレジットカード登録センター
フリーコール **0120-957-078**
携帯電話からでもかけられます。（通話無料）

［受付時間］9:00～20:00
※土日祝日も営業しております。
（12月31日～1月3日は営業しておりません。）
※新規ご契約のお客さま専用ダイヤルです。

2

オペレーターの案内にしたがって、必要事項をお伝えください。

- **申込番号**［申込書右上記載の966で始まる11桁の番号］
- **ご契約者さまの「氏名」「生年月日」**
- **1回分保険料**
- **代理店コード**［53750］
- **クレジットカード名義人**
- **クレジットカード番号**
- **有効期限**［記載どおりに読み上げてください］

※ご契約内容の確認のために、上記以外にもお尋ねする場合があります。

3

クレジットカードの登録が完了すると、オペレーターが登録完了の旨をお伝えします。

登録完了

クーリング・オフ制度について

保険契約の申込日またはクレジットカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでは、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

保険料クレジットカード支払規定［必ずお読みください。］

1. 私は私が指定するクレジットカード（以下「指定カード」という）会社へ既に提出済みの会員規約に基づいて、指定カードで保険料を支払います。
2. 私は私からＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に申し出をしないかぎり、保険料を指定カードで上記1.と同様に会員規約に基づいて継続して支払います。
3. 私は指定カード会社により私がＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく支払います。
4. 私は指定カードの会員資格喪失等により、指定カード会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
5. 私は紛失や変更等で指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限が指定カード会社よりＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に通知されても異議ありません。
6. 私は指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、すみやかにＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に通知します。
7. 私は指定カードで支払った保険料については領収証は請求しません。

クレジットカード払の　流れ（月払契約の場合）

「申込」・「告知」・「クレジットカードの有効性等の確認」が　全て完了した日が保障開始（責任開始）日になります。

標準スケジュール

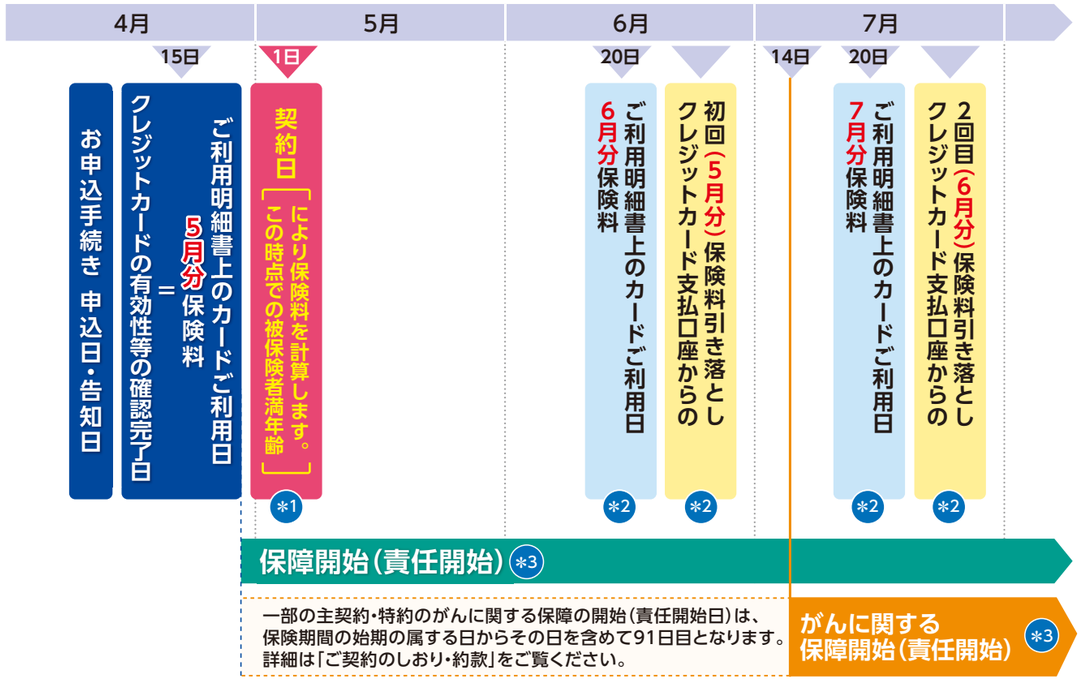

保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合（契約日の特則）

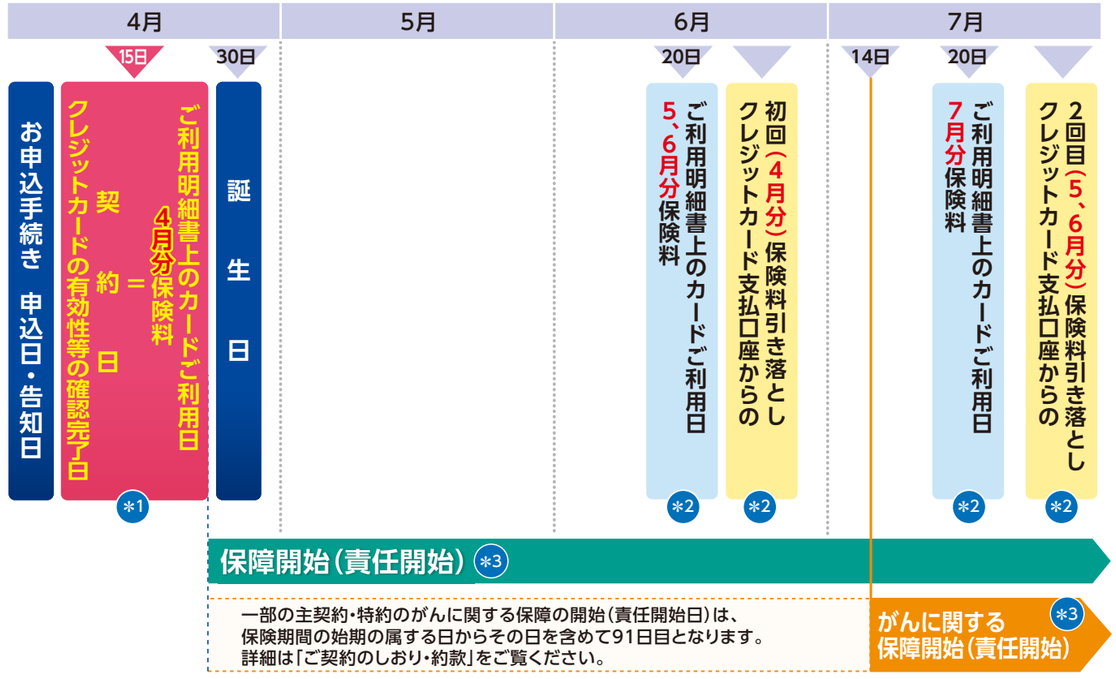

＊1）月払契約の場合の契約日は、保障開始（責任開始）日の属する月の翌月1日になります（契約日時点の満年齢で保険料が決まります）。ただし、
　※半年払・年払契約の場合の契約日は、保障開始（責任開始）日となります。
＊2）ご契約者さまにご利用明細書が送付されるスケジュールおよびクレジットカード支払口座から引き落としされるスケジュールは、クレジットカード会社によって異なります。
＊3）お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合に、保障を開始します。

保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、保障開始（責任開始）日が契約日となります（契約日の特則）。

●ご契約の成立状況により、ご請求スケジュールが遅れる場合があります。
上記例で、4月中にＳＯＭＰＯひまわり生命がお申し込みを承諾できなかった場合は、クレジットカード会社への初回保険料の決済請求依頼が1ヵ月遅れます。月払契約の場合は、それに伴い、2回目のご請求で2ヵ月分の保険料がまとめて引き落としされます（保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合は、初回および2回目のご請求でそれぞれ2ヵ月分の保険料がまとめて引き落としされます）。
●契約日や、ＳＯＭＰＯひまわり生命がお申し込みを承諾するタイミング等により、ご請求時に複数回分の保険料をまとめて引き落としさせていただく場合があります。

あらかじめご　了承ください

●申込書類がＳＯＭＰＯひまわり生命に到着した後、ご契約者さまにご照会が必要な事項等が生じ、**クレジットカードの有効性等の有効性等の確認を無効とし、再度必要な保険料相当額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合、保障開始**
●その際、クレジットカードの有効性等の確認を行った金額が前回と異なる場合は、ご契約者さまに書面でご連絡いたします（お申込内容の保険料とクレジットカードの有効性等の確認を行った金額が異なる場合は、その都度、ご契約者さまにご確認のうえ、クレジットカードの有効性等の確認を無効とし、再度正当な金額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合も保障開始（責任開始）日は変更されません）。（図①）
●ただし、クレジットカードの有効性等の再確認の結果、ご利用限度額超過等によりクレジットカードでのお払い込みができない場合は、他のクレジットカードに変更いただくか、他のお払込方法に変更いただきます。**この場合、保障開始（責任開始）日は変更され、保障の開始時期が遅くなります。**（図②）

確認を行った日の属する月の翌月15日頃までにSOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾できない場合、クレジットカードの（責任開始）日は変更されません。

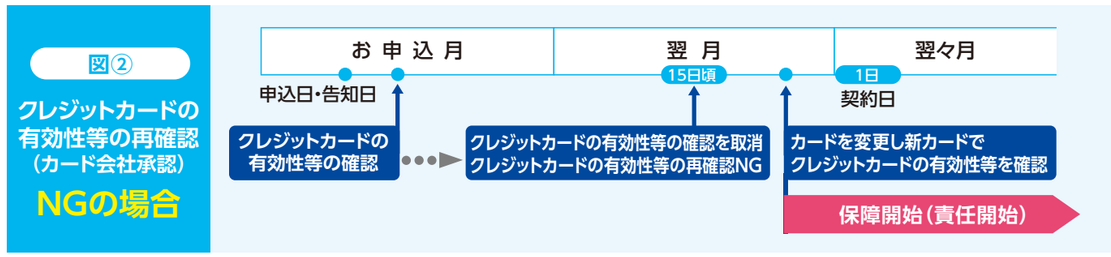

保険料口座振替のご案内

責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料は、口座振替させていただきます。
お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、ご請求時期や払込金額が下記と異なる場合があります。

標準スケジュール

第1回保険料の口座振替は、通常、申込月の翌月から開始となります。

■口座振替スケジュールのイメージ 月払契約の場合

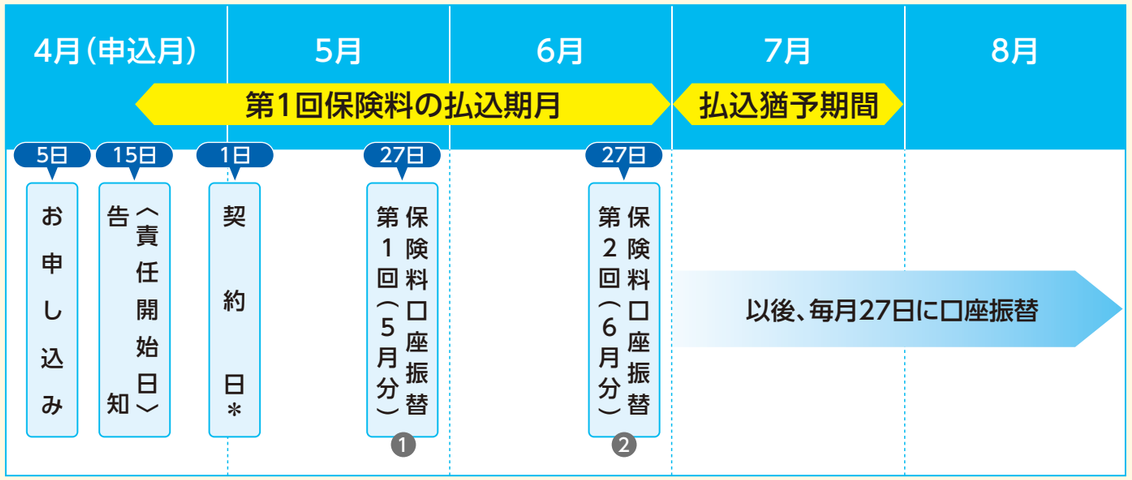

＊契約日は、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢はその日を基準として計算します。

◆上記のケースで第1回保険料の口座振替ができなかった場合

❶第1回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合、第2回保険料とあわせて翌月の振替日に再度、口座振替させていただきます。

❷さらに、払込期月中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第1回・第2回・第3回保険料をお払い込みください。

保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合（契約日の特則）

第1回保険料とあわせて第2回保険料を口座振替させていただきます。

■口座振替スケジュールのイメージ 月払契約の場合

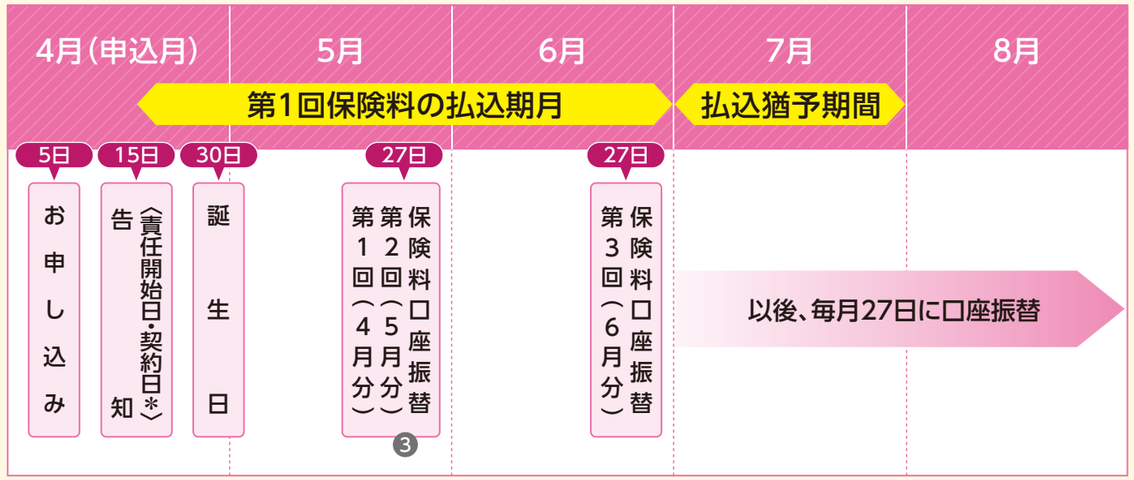

ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、責任開始日とします。

◆上記のケースで第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合

❸第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第2回以後の保険料とあわせて第1回保険料をお払い込みください。

⚠下記の点にご留意ください。

◆払込猶予期間内にお払い込みがなかった場合

●第1回保険料の払込猶予期間内に第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合、お支払いする返戻金はありません。また、無効となったご契約の復活のお取り扱いはありません。

●無効となったご契約の被保険者さまを被保険者とする新たな契約のお申し込みに際し、無効となったご契約の責任開始日から2年間は「責任開始期に関する特約」を付加できません。

●第1回保険料が払い込まれるまで の期間は、保険料の払込方法の変更等、ご契約の変更・保険料のお払い込みの取り扱いが一部制限されます。

●第1回保険料のお払い込みがな いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、第1回保険料＊を保険金・給付金等から差し引き ます。なお、お支払いする保険金・給付金等が第1回保険料＊に不足する場合には、第1回保険料＊の払込猶予期間満了日までに第1回保険料＊をお 払い込みいただけないと、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

●第1回保険料のお払い込みがな いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料＊をお払い込みいただきます。お払い込みが ない場合、保険料の払い込みの免除をいたしません。

●保険契約の申込日からその日を 含めて15日を経過するまでは、書面またはＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトからご契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をするこ とができます。
※クーリング・オフができない場合があります。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

＊第2回以後の未払込保険料がある時は、その保険料を含みます。

「保険料口座振替（開始）のお知らせ」をご確認ください。

ご契約成立後、ご指定の預貯金口座から保険料の振り替えを開始させていただく際には、ご契約者さま宛に「保険料口座振替（開始）のお知らせ」*1を送付いたします（口座振替開始月の15日頃）。お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、口座振替日*2の前日までに残高をご準備いただきますようお願いいたします。

*1 お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、「保険料お払い込みのお願い」（払込票）が送付される場合があります。
*2 口座振替日は、毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

<見　本>

月払契約の場合 保険料口座振替開始のお知らせ

振替日・請求保険料をご確認ください。

郵便はがき

料金後納郵便　１６０－０００１

東京都　新宿区
片町

新宿　花子　様

親展

（記号　12345*678 123456-7890　）
SOMPOひまわり生命保険株式会社

（問い合わせ先）　カスタマーセンターG
TEL　0120-563-506
000002　K

（裏面の記載事項もお読みください）
●大切なご案内は内側にあります。ここからはがしてご覧ください。

保険料口座振替開始のお知らせ

令和２年　５月１８日作成

いつもお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ご契約の保険料は、右記振替日よりお客様ご指定の預貯金口座から振替を開始いたします。
ご指定の預貯金口座および振替予定は右記のとおりです。

振替日の前日までに右記預貯金口座に残高を確保くださいますようお願いいたします。

●万一振替ができなかった場合
翌月の保険料振替日に翌月分とあわせて2ヶ月分の保険料をご指定の預貯金口座に請求させていただきます。

※お届印や口座番号が相違していた場合や、口座振替依頼書をご提出いただいた時期によっては、右記の振替日に振替が開始されないことがあります。

【振替予定】

振替日	令和２年　５月２７日
請求保険料　令和２年　５月分	１４，９３０円

毎月　２７日に上記金額を振替
（休日の場合は翌営業日）

【ご指定預貯金口座】

金融機関	○○○○
支店	本店
口座番号	（普通）１１１２ＸＸＸ
口座名義	シンジュク　ハナコ　様

通帳表示：
収納代行：
（顧客情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。）

【ご加入契約】

契約日	令和２年　５月　１日		
保険種類	終身保険		
契約者名	新宿　花子		様
被保険者	新宿　花子		様
証券番号	１２３４５－６７８号	払込方法	月払

<1ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日		令和○○年○○月○○日
請求保険料	令和○○年○○月分	○○,○○○円

1ヵ月分

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、
翌月に2ヵ月分の保険料を口座振替させていただきます。

<2ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日		令和○○年○○月○○日
請求保険料	令和○○年○○月分	○○,○○○円
	令和○○年○○月分	○○,○○○円
合計保険料		○○,○○○円

2ヵ月分

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、
翌月に3ヵ月分の払込票を送付いたします（毎月10日頃）。

第1回保険料の払込猶予期間までに第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。

※お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、記載内容が異なる場合があります。

このご案内は「責任開始期に関する特約」の概要を説明しています。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Ｗｅｂ約款のご案内

ＳＯＭＰＯひまわり生命では、お客さまの利便性の向上のため、「Ｗｅｂ約款*（ご契約のしおり・約款）」をご用意しています。

＊Ｗｅｂ約款とは、ＳＯＭＰＯひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。

「ご契約のしおり・約款」はＷｅｂ約款と冊子約款の2種類あります。お申込時に、いずれかをご選択ください。

Ｗｅｂ約款をご希望の場合

こちらから簡単にアクセス

QRコード®を読み取って「契約日」から、ご覧いただく「Ｗｅｂ約款」を選択してください。

URLからアクセス

1. ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。
   <公式ウェブサイト>
   https://www.himawari-life.co.jp/　ＳＯＭＰＯひまわり生命　検索
2. トップページの Ｗｅｂ約款（ご契約のしおり・約款） ボタンをクリックしてください。
3. Ｗｅｂ約款（ご契約のしおり・約款）ページの「みずほ銀行でお申し込みいただいた方はこちらをご覧ください」をクリックしてください。
4. 「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」を選択してください。
5. 「契約日」から、ご覧いただく「Ｗｅｂ約款」を選択してください。

冊子約款をご希望の場合

お申込前

募集代理店の担当者にお申し出ください。

お申込後

ＳＯＭＰＯひまわり生命ご契約者さま専用ダイヤルまでご連絡ください。

ご契約者さま専用ダイヤル（カスタマーセンター）

0120-563-506

（受付時間）月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00
（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）

お客さま専用サービス MYひまわりと健康支援　サービスのご案内

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続き　ができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料　MYひまわり　生命保険と健康をつなぐアプリ

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶

わたしの生命保険

お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも
スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

- ご契約内容の照会
- 給付金のご請求
- 住所・電話番号のご変更
- 改姓・受取人のご変更

わたしの健康

歩行管理

目標を決めて
毎日の歩数を記録

リスクチェック

STEP 1　健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録

STEP 2　5年以内の健康リスクを
AIが予測

●各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。
●健康リスク予測（検査値異常リスク予測、罹患リスク予測）は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断　結果との比較から5年以内の健康リスクの予測を表示するものです。

アプリの情報をもとに最適な健康支援サービスを　ご案内

血糖値が気になる…　有料　血糖コーチング

いつでもどこでも　血糖変動を可視化　生活習慣の改善をサポート

血糖変動に応じたメッセージにより生活習慣の改善を促します。
●契約者・被保険者のみ利用可能です。
●本サービスは当社が提携するシンクヘルス株式会社のアプリ内で提供するものです。

高血糖は、生活習慣の乱れなどが原因で誰にでも起こる可能性があります。また、糖尿病や心疾患などの発症リスクに繋がり、糖尿病を発症すると合併症を引き起こす場合もあります。血糖値を安定させるためには、バランスの取れた食事や適度な運動が良いといわれています。

将来、がんにならないか不安…　有料　がん早期発見をサポートする　がんリスク検査サービス

自宅で完結　痛みがなく手軽　複数の部位をチェック

一度の検査で、現在のがんリスクを調べることが可能です。
●がんリスク検査サービスは、当社の提携企業のサービスです。

がんは誰でも罹患する可能性のある病気です。発見が遅れると、症状が進行し治療が難しくなる場合があります。がん検診を受けることで、がんの早期発見や治療の選択肢が広がり、生存率を向上させることができます。がん検診は時間もお金もかかるため、選択肢のひとつとして、自宅でできるがんリスク検査サービスをご紹介します。
※がんリスク検査は医師によるがんの診断とは異なります。あくまでもリスクや可能性を計測するサービスであるため、診断に際しては医師・医療機関で行ってください。

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。
ご登録方法はこちら ▶

●本パンフレットに記載のサービスは、2025年4月現在のものです。
●各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
●当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

その他にもご利用いただける健康支援サービスをご案　内しております。

MEMO

MEMO